

建設課主幹	河 合 忠 尚
保健福祉部長	山 岡 加代子
社会福祉課長	西 川 佳 伸
長寿福祉課長	門 口 尚 弘
健康増進課長	水 原 正 義
〃 主幹	松 山 神 恵
教育部長	吉 村 孝 博
学校給食センター所長	高 津 和 司
〃 主幹	松 田 和 男
上下水道部長	川 松 照 武
下水道課長	西 川 良 嗣
水道課長	西 口 昌 治

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	中 井 孝 明
〃	新 澤 明 子
〃	山 岡 晋
〃	井 谷 亜 耶

7. 付 議 事 件

- 議第29号 平成28年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第36号 平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第34号 平成28年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第30号 平成28年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第35号 平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第33号 平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第32号 平成28年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第31号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第37号 平成28年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、18日に引き続き、予算特別委員会を開会いたします。

委員外議員は内野議員でございます。

一般の傍聴についてお諮りさせていただきます。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、また、審査が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。一般の傍聴及び会議中の入退室を認めることといたします。

携帯電話をお持ちの方については、マナーモードに切りかえるか電源を切っていただくようにご協力をお願いします。発言される場合は挙手をいただいて、指名をこちらからさせていただきますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただいて発言していただきますようお願い申し上げます。

理事者側のご答弁をいただく方については、私から指名しますので、所属、役職名、氏名を言っていただいてから答弁をお願いしたいと思います。再質問に対しては、役職、所属名は省略していただいても結構でございます。

引き続きよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、議第29号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について説明を願いたいと思います。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。よろしくお願いいたします。

上程いただきました議第29号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億7,100万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出の方から説明させていただきます。14ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費924万6,000円を計上いたしております。2 目連合会負担金226万円を計上させていただいております。2 項徴税費、1 目賦課徴収費257万6,000円を計上いたしております。1 枚めくっていただきまして、15ページ、3 項1 目運営協議会費38万2,000円を計上いたしております。

2 款保険給付費、1 項1 目一般被保険者療養給付費23億円を計上いたしております。2 目退職被保険者等療養給付費1 億2,000万円を計上いたしております。3 目一般被保険者療養費4,800万円を計上いたしております。4 目退職被保険者等療養費300万円を計上いたしております。5 目審査支払手数料1,018万5,000円を計上いたしております。続きまして、2 項1 目一般被保険者高額療養費2 億9,500万円を計上いたしております。2 目退職被保険者等高

額療養費2,400万円を計上いたしております。3項1目一般被保険者高額介護合算療養費50万円を計上いたしております。2目退職被保険者等高額介護合算療養費20万円を計上いたしております。続きまして、1枚めくっていただきまして、17ページ、4項移送費、1目一般被保険者移送費10万円を計上いたしております。2目退職被保険者等移送費5万円を計上いたしております。5項1目出産育児一時金3,024万円を計上いたしております。2目支払手数料1万6,000円を計上いたしております。6項1目葬祭費180万円を計上いたしております。

3款1項1目後期高齢者支援金5億4,770万円を計上いたしております。2目後期高齢者関係事務費拠出金4万円を計上いたしております。

4款1項1目前期高齢者納付金30万円を計上いたしております。2目前期高齢者関係事務費拠出金4万円を計上いたしております。

5款1項1目老人保健事務費拠出金1万5,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、19ページ、6款1項1目介護納付金2億70万円を計上いたしております。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金1億766万2,000円を計上いたしております。2目保険財政共同安定化事業拠出金9億1,869万2,000円を計上いたしております。3目その他共同事業拠出金1万円を計上いたしております。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費3,364万9,000円を計上いたしております。2項保健事業費、1目医療費通知費211万4,000円を計上いたしております。2目保健事業費671万2,000円を計上いたしております。

9款1項1目財政調整基金積立金1,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、21ページ、10款公債費、1項1目利子10万円を計上いたしております。

11款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金320万円を計上いたしております。2目退職被保険者等保険税還付金50万円を計上いたしております。3目償還金1万円を計上いたしております。2項1目療養費等指定公費立替金100万円を計上いたしております。

12款1項1目予備費100万円を計上いたしております。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。事項別明細書9ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税6億7,520万円を計上いたしております。2目退職被保険者等国民健康保険税2,622万円を計上いたしております。

2款1項1目督促手数料10万円を計上いたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金6億8,332万7,000円を計上いたしております。2目高額医療費共同事業負担金2,691万5,000円を計上いたしております。3目特定健康診査等負担金452万6,000円を計上いたしております。2項国庫補助金、1目財政調整交付金2億6,388万8,000円を計上いたしております。

4款1項1目療養給付費等交付金1億5,248万5,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、11ページ、5款1項1目前期高齢者交付金11億4,309万

4,000円を計上いたしております。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金2,691万5,000円を計上いたしております。2目特定健康診査等負担金452万6,000円を計上いたしております。2項県補助金、1目県財政調整交付金1億7,708万4,000円を計上いたしております。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金1億762万5,000円を計上いたしております。2目保険財政共同安定化事業交付金9億1,837万5,000円を計上いたしております。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1,000円を計上いたしております。

9款1項1目一般会計繰入金4億4,736万4,000円を計上いたしております。

10款1項1目繰越金1万円を計上いたしております。

11款諸収入、1項1目一般被保険者延滞金200万円を計上いたしております。2目退職被保険者等延滞金1万円を計上いたしております。2項1目預金利子1万円を計上いたしております。1枚めくっていただきまして、13ページ、3項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料728万5,000円を計上いたしております。4項1目療養費等指定公費返還金100万円を計上いたしております。5項雑入、1目滞納処分費1万円を計上いたしております。2目一般被保険者第三者納付金200万円を計上いたしております。3目退職被保険者等第三者納付金100万円を計上いたしております。4目一般被保険者返納金1万円を計上いたしております。5目退職被保険者等返納金1万円を計上いたしております。6目雑入1万円を計上いたしております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 おはようございます。金曜日の審査に引き続きまして、改めて特別会計予算の審査に入り、質疑を進めてまいりたいと思います。

まず、今提案されました議第29号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計予算、歳出から質疑を進めてまいります。

15ページ、2款の一般被保険者療養給付費についてであります。23億円が計上されております。平成27年度の当初予算は23億4,000万円でした。平成28年度当初予算比では4,000万円の減額がされておりますけれども、どのような理由によるものか、まずお伺いしておきたい、このように思います。

それから、続いて、2目の退職被保険者等療養給付費についてであります。この給付費については、平成20年度から後期高齢者医療制度によって、退職者医療制度が廃止されることになり、64歳以下を対象とした経過措置が残っているということでもありますけれども、この経過措置の今後の推移はどのようになっているのか、大体、終了するのはどのぐらいになるのか、その点お伺いしておきたい、このように思います。

それから、これは平成27年度の予算審査のときもお伺いしたことでもありますけれども、政府は平成27年度におきまして、保険者支援事業として1,700億円の措置をされました。これ

については、当時はその概要が定かでなかった、あるいは交付決定がおくれていたということで、明確な市に対する支援の内容がわからなかったわけであります。大体1億円ぐらいあるのではないかみたいな議論をしたことを記憶しているわけですが、実際に平成27年度はどうであったか、平成28年度についてはどのようになるのか、お伺いしておきたいと思えます。とりあえず3つで。

朝岡委員長 中嶋保険課長。

中嶋保険課長 保険課の課長の中嶋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま白石委員からご質問のあった3点についてお答えしたいと思います。

まず、1点目につきましては、一般被保険者療養給付費についての平成27年度から平成28年度にかけての減額のことでございます。この減額につきましては、何点かで経過を見ております。まず、全体の金額で、平成25年度まではかなり大きな割合で伸びていましたが、平成26年度では0.6%程度の伸びになりました。そして平成27年度の現在までの10カ月分の実績で0.3%減っているというような状況になっております。1件当たりの入院医療費の割合につきましても、35%と減っている状況です。高いときよりも減ってきている状況でございます。入院医療費の伸び率につきましても、平成26年度には0.3%伸びておりましたが、平成27年度の10カ月分の実績では、平均月額で5.8%減っている状況でございます。入院医療費ではそういう形で減額ということが見られます。一方、入院外の調剤等の医療費では少し伸びているような状況でございます。そういうことの中で被保険者数が横ばい、または徐々に減ってきているような状況もございまして、平成27年度の予算を組むときにはかなりの24億円という計上をさせていただきました。平成25年度までの伸びが平均して5%以上伸びているような状況がございましたので、その後、被保険者数の減、また、それぞれの高い割合を示す入院医療費の割合が減ってきたということ、入院外の医療費では少し横ばい程度になっておりますが、そういう実績を見まして、平成28年度は前年度の23億4,000万円に対して23億円の計上をしたものでございます。

そして、退職者医療制度につきましては、退職者医療制度といいますのは、会社などを退職して年金を受けられる65歳未満の人と、その被扶養者が一定の要件のもとに退職者医療制度の被保険者となります。それにつきましては、社会保険の拠出金の方から交付されるというような内容になっております。それで、退職者医療制度の被保険者数が平成23年度をピークとしまして、平成23年度は906人であったものが平成27年12月末では358人に減ってきております。白石委員が説明されましたように、医療制度の経過措置として、平成26年度に制度は終わっているんですが、それまでに65歳未満の方で医療制度の適用を受けられた方については、その方が65歳になるまで続くことになっております。今の見通しで言いますと、平成27年から4年間程度で少しずつ減ってきて、平成30年度ぐらいにはなくなっていくのではないかと考えております。

そして、国の社会保障への1,700億円の支援に伴います国保財政への国の支援措置のことでございますが、平成27年度補正をさせていただきました。全国で1,700億円ということで、葛城市の方では補正で4,719万9,000円を補正させていただきました。そして、平成28年度の

分でございますが、平成24年度の予算額が1億4,149万円、そして平成28年度予算額として1億7,554万5,000円、差し引きしまして3,405万5,000円がその分に当たると考えております。以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 ただいま中嶋課長の方からご説明をいただきました。一般被保険者療養給付費については、全体的にこの間、平成26年度については0.6%と伸びていたけれども、平成27年度は0.3%程度減ってきていると。入院でも同様な傾向が出ているわけであります。何よりも被保険者が横ばい、減少しているということで、これまで3%、5%程度の伸びを見越していたわけでありますけれども、この間の実績を見て減額されているということであります。この間、医療の高度化等によって、本当にどれほど医療費が伸びているのかということと戦々恐々であったわけでありますけれども、小康状態で、給付費という点からすれば、これだけはなかなか予想できないわけでありますけれども、一服できる状況かなというふうに感じております。

退職被保険者の制度についてはご説明のとおりで、私も大体10年程度は経過措置がなされるのではないかと考えておりましたけれども、大体そのような同様な内容であったというふうに思います。退職者医療制度、さらには後期高齢者医療制度、本当に医療制度が猫の目のように変わって、非常にわかりにくくなってきている中で、やはり医療制度そのものがわかりやすい形で把握でき、そして医療費の伸びとあわせて、どのような医療政策が必要なのかということとを的確に把握できるようにしていかなきゃならないというふうに私は感じております。

次に、平成27年度に措置された保険者に対する国の支援措置についてであります。平成27年度予算においては明確な答弁ができなかったわけでありますけれども、聞き取りで書いているわけで、ちょっと正確かどうかわかりませんが、ただいまのご説明では、補正予算において4,719万円程度が国から措置されて、残り3分の1になるのか、3分の1以上でしょうか、3,405万円ですか、要ったのは、今年給付されるのが、措置されるのが、合わせてどれだけになるか、もうちょっとわかりやすくお願いします。

朝岡委員長 中嶋保険課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

4,719万9,000円と申しましたのは、平成27年度の補正予算のことでございまして、補正予算を、その4,719万9,000円を加えまして、決算見込みでは平成27年度の保険基盤安定繰入金の関係は1億8,868万9,000円になる見込みをしております。そして、平成28年度におきまして、その1,700億円に係る措置としまして組んでおりますのが1億7,554万5,000円の見込みをしております。前年度の予算額と比べて3,405万5,000円がふえるということで答弁したものでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 もっとお伺いしたかったわけでありますけれども。残念ながら国の国保に対する、保険者に対する財政支援ということで、平成27年度で1億8,800万円、平成28年度で1億7,500万円

程度の支援策が講じられているということでもあります。私が最も聞きたかったことは、これらの国保の保険者に対する支援がどのように活用されたのかということが聞きたかったわけでありまして、その点、残念ながら僕自身がちゃんとした説明を聞き取れなかったということで、聞けなかったわけでありまして、やはりこれは有効に、市民の皆さんのご負担を軽減する、そういうことに活用していただければいいのではないかと、このように思います。

以上です。

朝岡委員長 今の白石委員の答弁できますか。

中嶋保険課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。白石委員のただいまのご質問ですが、その保険者支援制度の中で、国の方で財政支援されたことによりまして、全体の国保会計での収支のバランスと申しますか、そういう財源によって医療費の減っている部分もあるんですけども、少しその方向で健全に収支をカバーする1つの財源に充てられたということでございます。個々にそれがどのように当たっているのかと申しますより、その分につきましては、一般会計から繰出ししていただいております、国・県と合わせまして4分の3の負担金が補助されることになっております。そういったことで個別に市民の方へ還元されることになるんですけど、全体的には国保財政全体を支援するということで、収支のバランスが健全に保たれる方向の1つの財源となったと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、歳出の方に入ってまいりたいと、このように思います。

まず、保険が給付されているわけでありまして、葛城市の被保険者1人当たりの医療費が奈良県下でも非常に低い状況がこの間維持されてきております。平成26年度では29番目だったでしょうか。平成25年度が29万3,933円で、県下39市町村のうち35位ということで、被保険者1人当たりの医療費が非常に低い水準で推移してきている。この間、若干上昇する傾向にあるわけでありまして、平成27年度の確定はできないと思っておりますけれども、どのような状況になっているか。先ほど来の説明では、若干また下がってきたのかなというふうに思うわけでありまして、いかがでしょうか、お伺いしておきたい、このように思います。

それから、歳出の17ページであります。17ページの4項の移送費についてであります。この移送費も当然、保険の対象となり、給付されることになっているわけでありまして、私はこの間、この予算が執行された記憶がないわけですね。やはり、せっかく保険において対応できる移送費が全く使われていない状況というのは改善する必要があるのではないかと申します。ということで議論をしてまいりましたが、本当に特定の事例の場合しか使われないという状況になっていまして、これらの運用、適用については全くこの間、変更、改善というのはなかったのかどうか、お伺いしておきたい、このように思います。

それから、同じく17ページの1目出産育児一時金であります。新年度においては3,024万円、前年比で400万円余り、420万円ですか、11.6%という形で増額して計上されております。どのような見込み、見通しに基づいて計上されたか、その点お伺いしておきたいと思っております。3点です。

朝岡委員長 中嶋保険課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の1人当たりの医療費の状況でございます。毎年度決算のときに、1人当たりの医療費の説明をさせていただいております。前年度の決算のときに説明させていただきましたのが、平成26年度でしたら前年度の確定した数値になっております。それが葛城市においては31万7,376円でございます。白石委員の説明にありましたように、29位になっておりました。先ほど言いましたのが平成25年度の数値でございます。今つかんでおります数値が平成26年度の速報値という形でつかんでおります。それによりますと、葛城市は31万5,668円になります。県下の高い順から数えるということでしたら、34位ということになっております。

そして、移送費の改善ということについてでございますが、この移送費といいますのは、医師の指示により緊急やむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったときに申請して、国保が必要と認めた場合に支給されるということになっております。医師の意見書等が添付されて申請されることになっているものでございます。過去から、白石委員おっしゃっていただいたように、その申請の事例もございませんでしたので、決算においても支出がなかったということでございます。その改善ということでしたら、まずその辺についてもまた調べていきたいと思っております。

それと、出産育児一時金のことでございます。平成27年度は2,604万円の計上をしておりました。62件という見込みで計上したものでございます。平成28年度につきましては、決算見込み等を参考に、高い月の、過去に事例もございませんので、昨年は62件ということでしたが、72件という形で3,024万円を計上しております。1件当たり42万円になっております。高い見込みを過去の状況を見まして計上したものでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 葛城市の国保に加入されておられる被保険者1人当たりの医療費が、ただいま速報値として31万5,668円、県下39市町村があるうち34位ということで、前年度の31万7,376円でしたか、29位から更に順位を上げたということで、本当に被保険者の健康に対するご留意がこのような結果になり、また、医療関係者が地域医療に取り組む中で低くなっている。さらに特定健診等、本市における保健事業においてこのような成果が上がっているのではないかとこのように思われます。これらを被保険者の皆さんにお知らせし、その認識を共有するということが大事ではないかと、このように思います。

それから、移送費については、私も一度、国保運営協議会の中でも保険医の皆さんにもお伺いしたいなみたいなことを思っているわけでありまして、なかなかそういうことはお

尋ねにくいというのがありまして、こういう移送費の問題が制度としてありながら活用されていない現状について、保険医の先生方に、医師会の先生方に周知徹底をしていただいて、意見書を書いていただいて、この給付の対象にしていただくというふうな取り組みをしていただきたい。まずは現状をどのようにご認識されているか調査をしていただくことが必要だというふうに思います。

出産育児一時金については、昨年の62件から10件ふえて、72件ということで計上された。これらは平成27年度の決算見込みに基づいて計上されているということで、妥当なものだと、このように考えます。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 20ページの8款保健事業費について2点ほどお伺いいたします。

特定健康診査ということで、今、市長も皆さんの健康ということに対して非常に重きを置いていろんな取り組み、ICTを活用したいろんな事業をされているわけですが、今回非常にいろいろと啓発等も積極的にやっていただきまして、この特定健康診査の委託料というのを、予算の概要の方にも増額していただいておりますが、特定健康診査の実績、それからその下の保健事業費の中の19節人間ドックの助成、このあたりの実績をまずお聞かせいただけますでしょうか。

朝岡委員長 水原健康増進課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。よろしくお願いたします。

今のご質問の特定健康診査の実績でございます。平成27年度におきましては、まだ異動等の確定がやっておりません。今現在の実績をお答えいたします。目標値が40%の中で、対象者が6,900人、受診者数が2,000人で受診率は29%の見込みでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 中嶋保険課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。川村委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、人間ドックの助成につきましては、平成27年度、477万7,000円を計上しまして、平成28年度は決算見込み等を見まして562万4,000円を計上しているものでございます。この事業は国民健康保険で35歳以上の方で、引き続き被保険者であること等の要件をもとに、かかる費用の7割を助成しているものでございます。平成27年度の補正予算においても決算見込み等を勘案しまして、予算では240人分を計上しておりましたが、20人を加えて補正させていただいたところでございます。その実績が平成27年度は現在のところ251件ということになっている状況でございます。過去一番多いときで228件ありましたが、だんだんと伸びてきているような状況でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。要するに、市民の意識が高くなっていると。あと、そういう啓

蒙、啓発をしっかりとやっていただいて、目標をもっと高く掲げていただくという必要はあると思うんですけども、これがどういう成果が出てくるかというのは皆さんもおわかりだと思いますので。最近はいろんな検査のやり方というのはまた非常にそういう面では進んでまいりましたので、大きな病気になる要因というか、病気にならないためにどうするかということ、それから病気を早く見つけるという、そこのところはとても大切な部分ですので、これから葛城市全体が病気にさせないという、そういったことからやっていただかないといけないんですが、これもプロセスがあると思いますので、要望という形でおかせていただきますけれども、しっかりとこれからも啓蒙、啓発をしていただいて、1人でも多く受診していただけるような取り組みを進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 引き続き、歳入の方にも入ってまいりたいと、このように思います。

歳入では、9ページでありますけれども、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税現年度課税分で4億7,230万円が計上されているわけであります。申すまでもありませんけれども、国保は収入がゼロでも、少なくとも均等割、平等割、資産割が課税されることになっております。所得割も他の税目と違って、旧ただし書き方式という形で、基礎控除だけで、他の扶養控除はありません。他の税目では、基礎控除に扶養控除等がついてくるわけでありますけれども、このように所得割においても被保険者の負担が重くなると、こういう仕組みになっているわけであります。そういうこともあって、平成26年度の収納率が93.34%でありました。個人市民税の収納率が99.05%だったんですけども、これと比較しますと5.71ポイントも下回っているということが、いかに国保税の負担が過重なものとなっていて、大変納めにくくて、収納率が落ちている。そして滞納が起り、滞納世帯がふえてきている。加入世帯の16%程度の滞納世帯があるというふうな状況にあるわけであります。そこでお伺いしておきたいと、このように思います。滞納者に対しては短期保険証を発行されているわけありますけれども、直近の短期保険証の発行状況についてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、国保事業にとって大変重要なこととして、私は国の医療保険制度改革法、これが平成27年に成立したわけありますけれども、これらが施行され、平成30年度からは国保の広域化を行っていくと。財政運営の責任主体を都道府県に移行させる、こういうことになってくるわけあります。ここで懸念されることは、先ほど来、若干議論しましたけれども、葛城市の被保険者1人当たりの医療費は県下でも非常に低い水準にあり、保険料については一般会計からの繰入れ等によって低く抑えられてきているわけあります。この広域化によって、保険料の決定や徴収事務など、どのような仕組みになっていくのか、この点お伺いしたい。それが葛城市の国保財政や被保険者にどのようなメリットが出てくるのかと、またデメリットがあるのかという点をご説明いただければありがたい、このように思います。よろしく願いいたします。

朝岡委員長 中嶋保険課長。

中嶋保険課長 ただいまの白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目、短期被保険者証のことでございます。昨年の委員会のときに申しましたのが、この年度の2月末日現在の数値をもとに報告しております。平成27年、昨年は被保険者へ交付している被保険者1年証が5,353件でございます。そして納付相談のために保管しているのが68件、居所不明が11件で5,432件ということになっております。そして、短期証につきましては、3カ月証を30世帯に発行しているということでございます。そして、平成28年度につきましては、被保険者へ交付しておりますのが5,264件、納付相談で保管しておりますのが60件、居所不明等の部分が10件、合わせまして5,334件となっております。そして短期被保険者証は46件ということになっております。

2点目の広域化についてでございます。広域化につきましては、先ほど保険者支援ということも質問にございましたが、それが平成27年度から国の1,700億円が講じられるということになっております。そして平成30年度から、あわせましてそれに加えて1,700億円の公費を投入して財政の安定を図ることが示されております。運営のあり方といたしまして、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心となる役割を担い、制度を安定化させるという方針が示されております。それによりまして、都道府県は給付費に必要な費用の全額を市町村に交付することになっております。将来的な保険料負担の平準化を図るために、市町村ごとの標準保険料率を提示し、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化、広域化等を推進することになっております。市町村につきましては、地域住民と身近な関係の中で、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域にかかわっての事業を行っていくことになっております。そして、委員のご質問にございましたように、低い医療費そして低い税率を、一般会計からの補てんを受けまして国保を運営した葛城市でございます。平成30年度に標準保険料率が示されることになっておりますが、それによって県下全体で医療費をもとに計算されることとなりますので、保険料というのは現状よりも上がっていくことが予想されます。それにつきましては、一定の国の方の激変緩和措置ということも示されております。それがどのような条件でされるのかということはこれからまた決まっていくかと思いますが、そういういろいろな場においても、葛城市の低い医療費を保ち、健全な財政運営を行ってきたということを申しまして、激変緩和措置が講じられることを常にこれからも要望しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 ただいま中嶋課長の方からご答弁をいただきました。短期保険証等、保険証の発行状況について伺ったわけでありまして、直近のデータでは、納付相談が60件、そして居所不明が10件でしたか。3カ月の短期保険証の発行が46件ということで、納付相談中が60件、昨年9月の決算時点での68件から若干減っておりますし、居所不明も1件減って、10件になっているけれども、3カ月の短期保険証の発行数がこの間で16件ふえているということになります。当然、その要件を満たす人がふえているということなのでありますけれども、相談を

受けているわけですから、どのような内容で、また短期保険証を発行する、そういう状況になったか、特徴的なところをご説明いただきたい、このように思います。この16件ふえている要因の特徴をお伺いしておきたい、このように思います。

さらに、平成30年度から国保が広域化されて、財政の運営については県が責任主体となっていて行われていくことになっているわけでありまして。先ほどの課長の説明では、県は市町村ごとに分賦金、これだけの医療費が必要だと、分賦金というか、保険料ですか、医療に必要ですと、標準的な保険料を決めてくるわけですね。これは県が決めてくるわけですね。そして、もちろん市町村ごとの医療の水準とか所得の水準が反映されるというふうに思うんですけども、ここが非常にわかりにくいですね。何を基準にしてこの市町村ごとの分賦金を決め、保険料率を決定するのかというところ。市町村は保険料を徴収し、資格管理、保険給付の決定を行うということですね。示された分賦金を賄うために必要な保険料総額は決めていかないといけない。それを計算して、具体的な保険料率を決めていくということになるんですかね。だから、そこは最終的には市が保険料率を決めていくということになるわけでありまして、これは収納率によって当然変わってきますよね。この収納率が本市の場合93%ぐらいですから、あと7%、これは収入未済額あるいは滞納繰越金として出てくるわけですけども、このような扱い、評価はどのようにされるのか。保険料の総額を決める場合、それを込みで総額を決めて、保険料率を決めるということにならないのかどうかですね。この点を確認しておきたい、このように思います。

やっぱり、県がこの分賦金を決めてくる、標準的な税率を示すというけども、実際に市町村の被保険者の所得の状況を県はどうやって把握する、これは市町村の協力を求めて把握することになるんでしょうか。県は全然、市町村の被保険者の所得なんて把握されていないわけですね。ただ単に、これまでの給付された医療費の実績から決めてくるんです。実際の被保険者の所得、そこを積み上げて、大体これだけの保険税があるよと。また、それに対して給付の水準はこの程度あるよとか、これで調整して決めてくると思うんですが、給付の水準というのはわからんことはない。所得の水準はどうやって県は把握し、分賦金を決定する、標準料率を決定するのに使っていくのか、この辺がよくわからないわけですね。どうなるのか。結局、最終的には葛城市が料率を決めていく、徴収もする、給付もするわけですね。財布のひもだけが握られるというようなことで、他の事務は全く全部やらないといけないみたいな話で、本当に葛城市にとって、あるいは被保険者にとってメリットがあるのかと。今の課長の説明の中に、保険料が上がる可能性が予想されると、こういうふうに言われているわけですけども、これはやっぱりそのように私も考えるわけです。今、保険者や被保険者は、保険料は一般会計から繰入れてでも、市民の負担を軽減しようと。被保険者は健康に留意し、できるだけ医療にかかる機会をふやさない、そういう形で県下でも1人当たりの医療費が少くないという状況になっているわけです。そのことが、このことによってどう変わるのかという、このことを具体的に評価されるのかと、県においてね。その点、改めてどのように協議、検討されているのか、最新の情報をお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 中嶋保険課長。

中嶋保険課長 ただいま白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、短期被保険者証が前年の予算のときの30件に比べて46件にふえているということにつきましての、どのような内容かということですが、その中身につきましては、個々にどのような状況であるのかということとはつかんでいないんですけども、短期証に至る基準がございまして、それによって3カ月ごとに短期証の更新を行っております。その3カ月ごとに対象となる方に通知を送らせてもらいまして、納付相談に来ていただきたいということで通知させていただいているところでございます。それが3カ月の状況によりまして、現時点で46件ということになっておりますが、前年度は30件、過去にもその都度その都度でふえたり減ったりしてきているような状況でございます。できるだけ通知に応じていただきまして、納付相談を受けていただいて、それによって1年証の該当になる場合もございまして、そういう納付をしていただくような形をお願いしているところでございます。

そして、広域化に伴う保険料のことです。これにつきましては、国の方からは保険料につきましては、医療費水準であるとかを考慮した場合に、このようになるということが示されるということで聞いております。県につきましては、そういった点を踏まえながらも、将来の方向性としまして、奈良県の中のどこに住んでいても、一定の基準によって同じ保険料で将来的には一本化していくというようなことで、これからまた検討していくということで聞いておるところでございます。さきに申しました国の標準保険料の計算のことであるとかを、それも示せる内容を踏まえて、これから県で市町村と協議されていくことと考えております。将来的には、県下どこに住んでも同じ保険料というような形を目指しているということがございます。そして、保険料の計算の仕方としまして、奈良県全体で保険の給付費がどれぐらいかかるか等、全体の計算をしまして、それに対しまして、各市町村で収納率の違いも当然でございます、被保険者数の規模によりまして収納率の目標というのを定められまして、その目標に沿った形での各市町村ごとの納付金を決めるということで、それによって標準保険料も決めるということで聞いております。これから県と市町村との国の方針等を踏まえての協議がまた進んでいくと思いますが、できるだけ葛城市の現状の運営方針が反映されるような形で協議に臨んでいきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 中嶋課長の方から再度ご説明をいただきました。短期保険証が16件、この間ふえているということについて、その内容についてはつかんでいないということだけでも、僕はつかんでいると。やはり納付相談をそれなりに受けているわけだから、つかんでいただきたい。そして、その上で3カ月ごとの更新について判断し、1年証が発行できるように努力していただきたい、このように思います。誰しもがちゃんとした1年証を持って、病院の窓口に行って受診したいというふうなことです。この間、1カ月証等をなくして、3カ月証に集約したというのは評価できますけれども、やっぱり国保税の重たい負担からして、そういうご配慮をお願いしておきたい、このように思います。

国保の広域化の問題については、これは上がることが予想されるということですね。だか

ら、国は激変緩和のための予算措置をされるということだと思います。葛城市は保険者や被保険者の努力によって本当に医療費を低く抑え、頑張ってきた。そういうことが、まさに今の国保財政にあらわれているわけであります。これが本当に国が医療費を削減するために一本化し、将来的には県下で保険料を一本化していくという方向になるというわけで、これは国保制度ができた当初の理念をまさに逸脱して、医療費を抑えるがための施策だけでしかない、このように思うわけであります。

市長を初め、原課においては、このような議論の内容を県や国に伝えていただいて、それぞれの自治体の努力が反映される、医療水準の実態、保険料の実態が反映されるような仕組みを考えていくように努力を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第29号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

サービスは高く負担は低く、の約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。大幅な引き上げは、中小商工業者、農業者等の経営を圧迫し、また年金生活者や所得の低い勤労世帯などの生活を脅かし、更に滞納をふやし、安心して病院にかかれぬ状況を広げてまいりました。国保は加入者の多くが無職や所得の低い人が占める保険になってきています。平成24年9月時点の葛城市の保険加入世帯、5,780世帯の所得調べでは、所得100万円以下の世帯が3,211世帯で、加入世帯の半分以上の55.6%を占め、所得200万円以下の世帯は4,575世帯で、加入世帯の79.3%、約8割を占めております。さらに所得ゼロの世帯は1,765世帯で、加入世帯の30.6%、3割を占めています。その所得ゼロの1,765世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が686世帯で、所得ゼロ世帯の39.7%を占め、全加入世帯の実に11.86%、10世帯に1世帯以上が収入ゼロという状況になっています。

ところが、このような所得が低い世帯が多いにもかかわらず、国保税は、収入がゼロでも、少なくとも均等割や平等割、資産割が課税されます。さらに、所得割も基礎控除だけという旧ただし書き方式で課税され、個人市民税など他の税金に比べ、過重な負担となる仕組みになっています。国保税の平成26年度の現年度分の収納率は93.34%でした。個人市民税の収納率は99.05%ですから、5.71ポイントも下回っている。支払い能力を超える国保税、払いたくても払えない市民、被保険者が増加して、現年度分の滞納世帯は886世帯、滞納繰越世帯は852世帯と、加入世帯の16.22%に上っているわけであります。均等割等を2割、5割、7割軽減する法定減免を受けている世帯は2,664世帯と、加入世帯の48%、そのうち7割軽

減を受けている世帯が29%、1,575世帯と一番多くなっているのが現状であります。

国保税が払えなくて、3カ月の短期保険証が発行されている世帯は46世帯、前年比で16世帯ふえております。納付相談中が60件、居所不明が10件となっております。重い負担に耐えられず滞納を余儀なくされている加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめて、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証は加入者に早急に届ける手だてをとるべきであります。この間、所得の低い世帯に対する所得基準額の引き下げや単身世帯への適用の拡大など、均等割や平等割を軽減する法定減免制度の拡充により軽減措置が実施されてまいります。一方で、預貯金や給与等の差し押さえや換価などによる滞納処分の強化により増収を図るとともに、合併後、平成17年度から毎年、不納欠損処分を行い、この10年間で2億3,825万円の欠損処分を実施するなど、最高時には3億5,500万円を超えていた滞納繰越額を2億5,293万円にまで減らしてまいりました。しかし、現年度分の収納率が低迷する中で、毎年5,000万円近い滞納が新たにふえてまいっております。根本的な解決になっていないのであります。法定減免制度の対象の拡大、更に申請減免制度の充実を図り、払える国保税に改善し、滞納をもとから抑えることが重要であります。とりわけ収入ゼロや低所得の世帯等に対して、市が定める申請減免制度の見直しが急務であり、具体的な規定を明記し、充実を図るべきであります。

葛城市の平成26年度の被保険者1人当たりの医療費は31万7,376円、29位でありました。直近の速報では31万5,668円で県下34位と、更に改善してきています。市民、被保険者の皆さんの健康や予防医療に対する高い関心や協力、健康推進員を初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって国保税が何とか支えられています。合併時のサービスは高く負担は低く約束が基本的に守られ、平成28年度予算においても一般会計から2億323万円の法定繰入れによって財源不足を補っています。この点は大いに評価できるものであります。

市町村国保は、市民、保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政運営が常態化し、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてまいりました。その原因は、昭和59年に国保事業に対する国の定率の国庫負担を総医療費の45%から医療給付費の50%に改定され、総医療費に占める国庫負担は38.5%程度に削減されたことによって、国保の総収入に占める国庫負担金は、1980年代には50%程度だったものが、平成19年度には25%程度となっております。その削減分を保険税負担として、国民、市民に転嫁したことが最大の原因なのであります。国保制度は憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の健全化を、加入者の負担増や都道府県単位に一本化する広域化等に求めるのではなく、国にこそ、削減されていた国庫負担率をもとに戻し、責任を果たすことを強く求め、誰もが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築すべきであることを強く求めるものであります。一般会計からの繰入れや資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善し、発行を抑えるなど、評価できるものでありますが、以上の理由により、反対をいたします。

以上です。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

西井委員。

西井委員 議第29号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してまいりましたが、被保険者の高齢化や保険税の負担能力の低下に加えて、医療費の増高により、厳しい財政状況が続いております。

国におきましては、将来にわたり国民健康保険制度を持続可能な制度にするため、財政支援の拡充により財政基盤を強化し、被保険者の負担の軽減を図るとともに、都道府県単位化による制度の安定化のための取り組みを進めていくこととされています。

このような状況の中にあつて、葛城市では保健事業に力を入れ、医療費の増加を抑え、一般会計からの繰入れの財源補てんを受け、県下でも低い医療費、低い保険税率を保ち、運営されてまいりました。

平成28年度予算はこの方針に基づき、全体の60.7%を占める保険給付費を初め、平成27年度から拡充された共同事業の拠出金、交付金など、必要な歳入歳出予算を計上されております。この中で保健事業におきましては、生活習慣病を早期発見し、未然に重症化を防ぎ、医療費の増加に歯どめがかかるよう、受診勧奨や節目年齢対象者への無料クーポン券交付による一部負担金の助成、特定健康診査などの事業を継続的に推進し、平成26年度と平成27年度の2年間に実施された地域の臨時集団健診をきっかけとして、受診率のより一層の向上を図り、被保険者の方々の健康の保持増進に努めることとされています。このような取り組みにより国民健康保険の円滑な運営を行うために編成された予算であると考えます。

国民健康保険の被保険者の方々が、必要なときに必要な医療を安心して受けることができるよう、安定的な持続可能な制度の運営をしていく必要があるため、今後とも引き続き、医療費適正化への一層の取り組みにより歳出の抑制を図るとともに、国民健康保険税の収納率の向上による歳入の確保に努めることなど、より一層の経営努力を重ねられることを望みまして、私の賛成討論とさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第29号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数でございます。よって、議第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩させていただきます。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前10時58分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議第36号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。

上程いただきました議第36号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算について説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,750万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出から説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費182万2,000円を計上いたしております。2項1目徴収費95万3,000円を計上いたしております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3億5,432万5,000円を計上いたしております。

3款1項1目保険料還付金30万円を計上いたしております。1枚めくっていただきまして、9ページ、2目還付加算金5万円を計上いたしております。

4款1項1目予備費5万円を計上いたしております。

続きまして、歳入の方でございます。6ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料1億6,301万5,000円を計上いたしております。2目普通徴収保険料9,661万3,000円を計上いたしております。

2款使用料及び手数料、1項1目証明手数料1万円を計上いたしております。2目督促手数料1万円を計上いたしております。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金9,744万2,000円を計上いたしております。

4款繰越金、1項1目繰越金1万円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、7ページ、5款諸収入、1項1目延滞金1万円を計上いたしております。2目過料1万円を計上いたしております。2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金30万円を計上いたしております。2目還付加算金5万円を計上いたしております。3項1目預金利子1万円を計上いたしております。4項雑入、1目弁償金1万円を計上いたしております。2目雑入1万円を計上いたしております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 引き続きまして、議第36号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算についてお伺いしてまいります。

まず、歳入の後期高齢者医療保険料についてであります。6ページであります。平成28年

度は、後期高齢者医療制度における2年ごとに保険料が改定されるという制度に基づいて、保険料が改定されております。所得割が8.57%から0.35%引き上げられ8.92%に、均等割は4万4,700円から100円引き上げられて4万4,800円となると、このように聞いております。

そこでお伺いいたします。奈良県における平均保険料はどの程度になり、値上げ幅は幾らになり、さらに引き上げの率はどの程度になるかお伺いしておきたい、このように思います。

それから、保険料にかかわって、保険料の滞納や保険証の発行状況についてお伺いしてまいります。平成26年度の決算では、被保険者のうち、月収が月額1万5,000円未満の方々が対象となる普通徴収者、市が直接、保険料の徴収を行う人たちであります。これらの方々が653人で被保険者の16%を占めているわけですが、この普通徴収者の保険料の滞納者、平成26年度の決算審査においては、前年度より27人ふえて67人になって、その結果、普通徴収者の10人に1人が滞納されていると、こういう状況が明らかになったわけであります。

そこで、直近の保険料の滞納者はどのように推移しているのか。さらに、6カ月以上の滞納者に発行している6カ月の短期保険証の発行、これも決算審査においては26件になっていたわけですが、直近の状況はどうなっているか、お伺いしておきたい、このように思います。

以上です。

朝岡委員長 中嶋保険課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。どうぞよろしく申し上げます。白石委員のご質問にお答えしたいと思っております。

まず、1点目は、今回2年ごとの保険料の見直しによりまして、奈良県の平均の保険料がどのようになっているかということでございます。先ほど説明のありました均等割、所得割の見直しによりまして、調定額が奈良県全体でふえているわけでございます。数字を申しますと、平成27年度が平均で7万1,904円ございました。そして平成28年度が7万1,236円になっております。これでいきますと0.9%減っているということになるんですけども、保険料の調定額自体が、前回のときが調定額が129億4,249万8,700円になっておりました。そして対象の被保険者数が17万9,996人で、それを割りますと7万1,904円になります。そして今年度の見直しによりまして調定額が137億1,528万5,900円になります。被保険者数が19万2,534人になります。被保険者数の伸びによりまして、平均の金額が1人当たり7万1,236円、0.9%、見直しにより上がっているんですけども、被保険者数の増により下がっている状況でございます。

そしてもう1点、滞納の状況でございます。直近の平成28年2月29日現在の数字でございますが、滞納の実人員としましては59人になっている状況でございます。そして短期保険証を交付している方につきましては、現時点で直近で19人になっている状況でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 中嶋課長の方からご答弁をいただきました。

保険料率については、後期高齢者医療保険の奈良県の連合会の中で、既に平成28年度、平

成29年度の料率の引き上げがネット上に公開されております。均等割額は4万4,800円、所得割が8.92%、均等割が100円上がっているんですね。そして所得割が0.35ポイント上がっているわけです。しかし、今、課長がご答弁になった内容では、平均保険料としては0.9%下がっていると、こういう結果になっているわけですね。しかし、個々の被保険者から見たら、実態は上がるんですね、均等割が100円上がっちゃう、所得割率が8.92%、0.35ポイント上がるんですね。これは実際に被保険者の保険料負担が上がるということになるんじゃないですか、実際にはね。それらの数字は把握されていますか。

例えば、1つの例でいいです。年金収入がこれだけあって、所得割がかかる人、その人が実際にこのたびの改定によってどの程度負担が上がるのか。今の答弁であれば、下がるということになるわけですから。そうでしょう、そういうことになりますね。1人当たりの被保険者の負担は下がるんですか。その点お伺いしたいと思います。

朝岡委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

白石委員のご説明のあったように、保険料は均等割、所得割とも上がっておりますが、それで1人当たり直したときに、被保険者数の伸びが大きいので、平均的には1人当たりの数字は変わってくるということに、下がってくるというようなことになっているわけでございます。

被保険者数がふえておりますので、当然、保険料の総額自体はふえてくることになります。ですが、1人当たりの単価に直したときに、被保険者数がふえておりますので、前年度に比べたら下がるということになっております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 実態と、1人当たりの被保険者の負担割合からしたら、被保険者がふえているから、総医療給付費をその被保険者で割れば、1人当たりの保険料そのものは下がっちゃうんですね。しかし、実際には均等割が100円上がり、所得割の率が0.35%上がっているわけですから、個々の皆さんの被保険者の方々は確実に均等割で100円上がっちゃうわけでしょう。そして年金収入のある方で課税される方は0.35ポイント上がるわけですから、負担がふえるわけですよ。その辺が非常に、課長の答弁からはわからないわけで、やはり後期高齢者医療制度の保険料の設定が、75歳以上の被保険者がふえることによって、また医療の総給付費がふえることによって、料金が改定され上がっていくという仕組みになっているわけですね。現実には、言われたように被保険者はどんどんふえていっているということですね。そういう仕組みでありますから、それぞれ1人当たりの平均でいっちゃったらそうなりますけれども、1人当たりの負担は確実にふえているということが言えるんですね。もちろん、9割軽減等の軽減制度がされているということはあるんですけども、やはり滞納者がふえ、6カ月の短期保険証を発行されている方々も依然高い水準にあるという状況が続いているわけです。だから、こういう仕組みそのものが本当に75歳以上の後期高齢者の方々の医療を狭めている、そういう状況が制度としてうかがえるんじゃないかと、このように思います。

前年度より、保険料の滞納者は59人、直近で67人から8人減っているということやな。短

期保険証の発行者数については21件から、現在は19件になっているという状況であるということですね。

以上であります。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 それでは、質疑を終結させていただきます。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

白石委員。

白石委員 議第36号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入させられたところがあります。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法もとの平等に反するものであります。

本年は2年ごとの保険料の改定によって、所得割が8.57%から0.35%引き上げられ8.92%に、均等割は4万4,700円から100円引き上げられ4万4,800円となりました。後期高齢者医療制度は保険料が2年ごとに改定され、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて保険料が引き上げられる仕組みになっています。厚生労働省は9年後の平成37年には後期高齢者の人口比率が12.9%となり、年間保険料は9万5,976円になると試算しています。消費税の増税や、年金が連続して引き下げられ、厳しい生活を余儀なくされている高齢者の暮らしに際限のない負担を押しつける医療制度は認めがたいものであります。

被保険者のうち、収入月額が1万5,000円未満の方々が対象となる普通徴収者は653人で被保険者の16%程度を占めております。この普通徴収者の保険料の滞納者は59人。さらに6カ月以上の滞納者等に発行している6カ月短期保険証の発行は19人にもなっています。払いたくても払えない高齢者がふえています。短期保険証の発行をやめるとともに、市は保険者として、収入のない人や少ない人の保険料を減免する独自の制度をつくるなど、安心して医療にかかれるよう支援すべきであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定化されています。これまで75歳以上の高齢者は、老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで、保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが老人保健制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。こんな制度では、無年金や低年金など収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格証交付制度は直ちに廃止すべきであります。

後期高齢者医療制度の狙いは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにして、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。国の負担を削減

するために、高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押しつける後期高齢者医療保険特別会計は認めがたいものであります。

以上です。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

増田副委員長。

増田副委員長 議第36号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化社会の中で増大する高齢者の医療費を国民全体で支え、また、従来の老人保健制度が抱える問題を解決するために創設したものと認識しております。国による制度の改善や、わかりやすい広報への取り組み、保険料軽減措置の拡充、口座振替納付の選択などの改善策が実施されたことにより、制度の施行から8年を経過しようとする昨今においては、被保険者の方々に一定の理解を得、制度の定着が図られつつあると認識しております。

平成28年度は2年ごとの保険料の見直しに伴い、歳入では、保険料、また保険料軽減措置の拡充に伴い、一般会計から補てんされる保険基盤安定繰入金が増額となり、歳出では、広域連合へ納付する後期高齢者医療広域連合納付金が増額となっています。後期高齢者医療保険制度を運営する広域連合においては、保険料率上昇の抑制策を講じられているとのことであり、また、保健事業の推進、医療費適正化事業に積極的に取り組むこととされております。高齢化が進む今後において、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるため、財政運営のことを十分勘案し編成された予算であると考えております。

今後とも、県並びに広域連合との連携を密にし、現行制度の円滑な運営を図り、より一層安定した高齢者医療制度の構築に向け努力されることを望み、私の賛成討論とさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数でございます。よって、議第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第34号、平成28年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。

ただいま上程いただきました議第34号、平成28年度葛城市霊苑事業特別会計予算について説明させていただきます。

予算書の1ページでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,050万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出から説明いたします。8ページをお願いいたします。

1款1項1目霊苑事業費でございます。1,005万5,000円を計上いたしております。

2款諸支出金、1項1目霊苑整備基金費1,024万5,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、9ページ、3款1項1目予備費20万円を計上いたしております。

続きまして、歳入の方でございます。6ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料、1項1目霊苑管理料226万9,000円を計上いたしております。2項1目霊苑手数料2,000円を計上いたしております。3項1目霊苑使用料900万円を計上いたしております。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金74万5,000円を計上いたしております。

3款繰入金、1項1目霊苑整備基金繰入金748万4,000円を計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、7ページ、4款1項1目繰越金100万円を計上いたしております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

吉村委員。

吉村委員 それでは、6ページの歳入の方の3項使用料ですね。昨年から900万円減額になっています。昨年から公募が毎年ということになったと思いますけど、その実績について伺いしておきます。

それから、8ページの霊苑事業費の工事請負費、これが500万円ですか。これはイノシシ対策ということですが、具体的にどんなことをなさるのか、それもお聞かせいただきたいと思います。

朝岡委員長 西川環境課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。ただいまの吉村委員のご質問にお答えします。

公募の実績でございますが、平成27年度の実績が、A区画が10件でB区画19件、C区画が1件の計40件でございました。平成26年度はなしで、平成25年度はAが8件、Bが24件、Cがゼロで32件でございます。平成28年度におきまして、以前から毎年公募、募集できないかというお声がありましたので、今年度は一応20件の予定で行いたいと思っております。

500万円の工事内容でございますが、イノシシ対策としまして、石碑の建っていないところをイノシシに掘り起こされている状況でございますので、周辺をフェンスで囲っていききたいというふうな考えでございます。大体、周辺ぐるっといきますと、2キロメートル近くに

なりますが、聞いておりますメートル単価2,500円として、大体ぐるっと一周2キロメートルぐらいいけたらという想定で500万円の計上でございます。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 平成27年度の使用料の実績、全部で40件でしたね。平成25年度が32件で今年が20件の予定ということ。今年がそれだけあるかどうかですね、毎年ということですけど。

それと、イノシシだけじゃなくて、アライグマもかなりふえてきて、夜中には道路を親子でイノシシが歩いたりしていますけれども、全体を囲うというのがちょっとよくわからないんですけれども、入り口以外全部ということですか。山口からの入り口もありますよね、そこも全部囲ってしまうということですか。

朝岡委員長 西川環境課長。

西川環境課長 一般の方々が出入りするところは出入りできるように、ドアなりをしたいと思いますが、イノシシが霊苑なり公園なりに入れないような対策としまして、全部ぐるっと囲いたいと思っております。通路になっているところは人が出入りできるように、ドアみたいな仕切りみたいなものを設置して、人の通行ができるように、そこは工夫していきまして、基本的にイノシシが公園なり、また霊苑に入れ不了な対策をしたいと思っております。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 霊苑に行くとき、入り口がありますよね、公園の入り口。そこからじゃなくて、かなり上の本当に霊苑の際のところ。

でき上がってから見せてもらいます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 歳入の6ページ、今、吉村委員が霊苑の使用料ということで聞かれたと思うんですが、平成26年から毎年募集しますよということになって、平成26年は募集なかった。平成27年については、予算が当初40件だったやつが、ちょっと私、聞き間違ったんかしらんけど、30件か何か聞いたんで、平成27年の実績をもう一遍教えてほしいのと、今年、平成28年は20件を見てあるわけやけども、一応、平成27年である程度募集されたから、平成28年は少ないという見込みで20件ということにしてあるのやろうと思うけど、そこらの考え方。それで、毎年募集になってからまだ日が浅いので、毎年募集していくのがいいのか、今までどおり2年に一遍でやっていくのがいいのか、判断は難しいかもわからんけども、その辺ももしわかったら聞かせてもらいたいと思います。

それから、8ページの1目の霊苑事業費の償還金の関係ですけども、毎年こうして200万円近く組んでいってしてあるわけやけども、この返還の墓地自身が、一番当初の昭和62年当時の分が多いのか、それとも最近購入というのか。永代使用料から、そういうことで自分のものにして、その新しいやつを返還されているのか。その返還されている理由がちょっと私もよくわかりませんので、そういうことがわかる範囲で、どういう形の人が返還されているのかということ。

それともう1点、いつも聞くんですけども、この管理料の滞納、つまり去年の平成26年度

未ですか、このときに63件で、たしか64万8,000円と聞いたと思うんやけども、今年の平成27年、まだ決算が済んでいないですけども、もう3月終わりですので、大体どのぐらいの滞納件数があるのかということをお教えしてもらいたと思います。その滞納にかかわって、以前に聞いたと思う、1件だけ10年以上滞納されている分があるということをお聞きしておるわけで、そのときの答弁としては、一部納付された実績もあるので、いきなり取り上げるというわけにはできないということをお聞きしておたわけやけども、なおかつ金額的にかなりの金額が残っておるということであれば、返還されている人があるわけやから、本当に管理料を払う意思がないのであれば、条例に基づく基準として10年を超えているというのであれば、やっぱり返還という形をとっていかないと、示しもつかんというふうに思いますので、その辺の考え方を教えていただきたいと思ひます。

朝岡委員長 西川環境課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。

まず、公募の実績でございますが、今年、平成27年度がA区画が10件、B区画が29件、C区画が1件で、合計40件でございます。40件が平成27年度の実績値です。今まで2年ごとに大体40件ぐらいの募集、公募でありましたので、1年として20件の予定としております。

返還の状況ですが、今手元にありますのは平成26年度と今年度であります。平成26年度で当初の昭和62年、昭和63年というのが4件、今年、平成27年度で昭和62年、昭和63年度の分の返還が2件という状況でございます。単に昭和62年、昭和63年の古いのが特に多いということでもないんです。今手元にありますのは、今年、去年のデータしかありませんけども、窓口に来られる感触としましては、当初の昭和62年、昭和63年というよりも、ある程度期間が過ぎて、買ったけども、後継ぎがないので返しますというパターンが多いように思ひます。

あと、滞納ですが、今現在3月7日時点で未納が、現年分で12人で11万3,400円と、滞繰分で12人、27万7,290円でございます。10年以上経過しているのが1件ございますが、これも前に答弁しましたように、再三請求はしておりますので。たしか平成23年か平成24年に一部入金がありまして、それ以後ありませんが、毎年3回ほど催促、督促はしておりますので、委員おっしゃるように、確かに10年以上経過しておりますので、墓石は建っている現状であります。おっしゃるように、ちょっと検討しなければならないなと思ひます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 平成27年度実績やけど、予算が40件見ておいて、またうまいこと実績40件あるということやねんな。今聞いたとったら、大体2年に一遍で40件ぐらいやけども、毎年すりゃ少ないやろうということに20件にしてあると、こういうのが平成28年の見方ということやな。

それと、返還関係について、昭和62年、昭和63年と言われているわけやけども、その当時、欲しいと思って買うところが、転出されたり、後継ぎがおらへんというのか、祭る人がおらへんと、こういうことが多いということやな。件数にこだわるのと違うけど、予算上はAとかBとかCとか見てあるわけやけども、大体9件ぐらい毎年予算を見てもらっているわけやけども、今聞いたとったら、平成26年が4件、平成27年が2件となつたわけやけど、実際はどうなん、もうちょっとあるわけ。ということは、予算はえらく減額されていないという

ことは、大体予算どおりに返還があるということではないのかいな。

その件と、今ちょっと聞いたわけやけど、去年の平成26年末で63件、64万8,000円と聞いたと思ったと思うんやけども、今聞いたとったら、両方で23件ぐらいになるのかな、足して40万円ぐらい。ということは、件数も減っているし金額も減ってきている。それだけ滞納整理ができていくという解釈でいいわけやねんな。なるほどね。わかりました。一応その返還の分だけもう一遍言ってもらって。

朝岡委員長 西川課長。

西川環境課長 返還の部分でございますが、まず今年の平成27年度、昭和62年度の分が1件、昭和63年度が1件、平成5年度が1件が今の実績で、補正はしておりますが、それ以後にいろいろありましたので、ほかにもあります。平成26年度では、昭和62年度の分が2件、昭和63年度が2件で平成5年度9件というような返還に関する状況でございます。

朝岡委員長 また、さっきの返還の状況、もう一回、岡本委員に知らせてください。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 それでは、質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結します。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、議第30号、平成28年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま上程になっております議第30号、平成28年度葛城市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

お手元の予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億8,550万円と定めるものでございます。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,920万円と定めるものでございます。

それでは、保険事業勘定から、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。14ページを

お願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では183万8,000円、2 目連合会負担金では83万3,000円、3 目計画策定委員会費では30万4,000円を計上いたしております。2 項徴収費、1 目賦課徴収費では125万2,000円を計上いたしております。15ページをお願いいたします。3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費では899万8,000円、2 目認定調査等費では2,110万3,000円を計上いたしております。

2 款保険給付費、1 項給付諸費、1 目介護サービス等諸費では20億2,270万2,000円を計上、2 目介護予防サービス等諸費では1 億8,245万1,000円を計上いたしております。2 項その他諸費、1 目審査支払手数料では283万8,000円を計上いたしております。3 項1 目高額介護サービス等費では5,749万9,000円を計上いたしております。17ページをお願いいたします。4 項特定入所者介護サービス等費では1 億596万7,000円を計上いたしております。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防二次予防事業費では1,380万9,000円、2 目介護予防一次予防事業費では710万9,000円、3 目総合事業費精算金では9 万円を計上いたしております。2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目介護予防ケアマネジメント支援事業費では1,280万1,000円を計上、2 目総合相談・権利擁護事業費では1 万6,000円を計上いたしております。3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では924万7,000円を、4 目任意事業費では3,515万3,000円を計上いたしております。

4 款基金積立金、1 項基金費、1 目介護給付費準備基金積立金では6 万円を計上いたしております。

5 款、公債費、1 項1 目利子では10万円を計上いたしております。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1 号被保険者保険料還付金では20万円を、2 目償還金では8 万円を計上いたしております。21ページ、3 目第1 号被保険者保険料還付加算金では5 万円を計上いたしております。

7 款予備費、1 項1 目予備費では100万円を計上いたしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1 号被保険者保険料では5 億6,661万4,000円を計上いたしております。

2 款使用料及び手数料、1 項1 目督促手数料では1 万円を計上いたしております。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では4 億2,607万8,000円を計上いたしております。2 項国庫補助金、1 目調整交付金で7,257万7,000円、2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）分で526万2,000円、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）分で2,232万4,000円を計上いたしております。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金では6 億6,401万7,000円を計上、2 目地域支援事業支援交付金では589万2,000円を計上いたしております。

5 款県支出金、1 項1 目介護給付費負担金では3 億4,466万4,000円を計上いたしております。2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）分では263万6,000円、2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）分で1,116万7,000円を計上いたしております。

す。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金では6万円を計上いたしております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金で2億9,643万2,000円、2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）分で262万6,000円、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）分で1,115万7,000円、4目その他一般会計繰入金で3,432万8,000円、5目低所得者保険料軽減繰入金で602万1,000円を計上いたしております。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金で1,350万5,000円を計上いたしております。

8款繰越金、1項1目繰越金では1万円を計上いたしております。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金では2万円を、2目過料で2万円を計上いたしております。2項預金利子、1目預金利子では2万円を計上いたしております。3項雑入、1目第三者納付金で2万円、2目返納金で2万円、3目雑入で2万円を計上いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出の説明を申し上げます。25ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では1,002万3,000円を計上いたしております。

2款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費では1,906万7,000円を計上いたしております。

3款諸支出金、1項償還金、1目償還金では1万円を計上いたしております。

4款予備費、1項1目予備費で10万円を計上いたしております。

続きまして、歳入をお願いいたします。24ページをお願いいたします。

1款サービス収入、1項介護予防サービス費収入、1目介護予防サービス費収入では2,004万2,000円を計上いたしております。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金で914万8,000円を計上いたしております。

3款諸収入、1項1目雑入で1万円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

朝岡委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 2時30分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員外議員、1人おふえになっております。西川弥三郎議員でございます。

それでは、平成28年度葛城市介護保険特別会計予算についての質疑に入りたいと思います。質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 午前中に引き続き質疑を行ってまいりたいと思います。議第30号、平成28年度葛城市介護保険特別会計予算についてであります。

まず、歳出についてでありますけれども、15ページから16ページであります。2款の保険

給付費の1目介護サービス等諸費並びに2目の介護予防サービス等諸費、前年度より1億6,140万円。予防サービス等諸費については、こちらは3,539万円の減額となっております。前年度の予算との関係並びに平成27年度から第6期介護保険事業計画がスタートしているわけでありまして、この第6期事業計画との関係、整合性というか、その点についてもどのように位置づけられ、予算編成をされたか。前年度の予算あるいは第6期事業計画との関係についてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、第6期の事業計画は、国の制度改定に合わせて、介護保険制度、平成12年にスタートしてから今日まで、平成28年ですから16年経過するわけでありまして、この間、法改正がなされてきたわけでありまして、今回の6期の事業計画あるいは国の改定というのは、これからの葛城市の介護保険事業、あるいは被保険者にとっては重要な改定であり、計画であったというふうに思います。

その1つは、特別養護老人ホームに入所できる人を、原則、要介護3以上に限られることになりました。特養の定員が満杯で入所できない待機者は全国で52万人と言われております。昨年9月の決算審査の時点で、葛城市では187人だったというふうに思うわけでありまして、そのうち要介護3以下というか、要介護1、2の人は葛城市では92人だというふうに聞いておりますけれども、この92人の方々は、一部の例外、特例でしか認められない、そういうことになってきたわけでありまして、現在、その数字そのものは変わっていないかということとあわせて、こういう方々はその後どのような介護サービスを受けて、在宅あるいは病院等の入院をされておられるのか、どう対応されるのか、この点把握されておられるか、お伺いしておきたい、このように思います。

9月の決算時点では、要介護1、2の方、待機者から外れ、待機者にカウントされない方が92人いたわけでありまして、こういう人は一体どうなるんだということでもあります。

そして、2番目でありまして、所得の低い人たちが介護施設に入所した場合、食費や居住費の負担を軽減する補足給付というものがあつたわけでありまして。これは平成17年10月から、これまで介護保険の対象とされていた食費や介護施設等の居住費を保険給付の対象から外して、全額利用者負担ということになったんですね。そのときに、補足給付という形で、所得の低い人たちに食費や居住費の負担を軽減する制度としてできたわけでありまして。これらの補足給付、昨年の8月から一定の条件において打ち切られるという事態になっているわけですが、これらの方がどの程度おられるのか、お伺いしておきたい。さらに、所得160万円以上、単身者で年金収入のみの場合は260万円以上の被保険者、利用者から2割の利用料の負担を徴収すると、こういうことが導入されました。本市においては、2割負担となった方がどれほどおられるのか、お伺いしておきたい、このように思います。

以上です。

朝岡委員長 門口長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願ひいたします。

白石委員のご質問でございますが、平成28年度の当初予算の編成に当たってでございますが、平成27年度からの対前年比といたしましては、6.3%の伸びを見て積算いたしております。

す。給付費全体の総額におきましては、第6期事業計画の計画値を基本的には変えずに見込みを立てております。まず、居宅介護サービス費におきましては、通所リハ、それから特定施設入居者生活介護等に著しい伸びを平成27年度は見ております。計画値の2.7%の増との見込みを立てて計上いたしております。第6期の事業計画の計画値よりも2.7%ほど増の見込みをさせていただいております。

それから、地域密着型の介護サービスですが、これにつきましては、平成28年4月から小規模通所介護サービスが移行されてくるため、前年度よりは89.5%増、計画値の90%ほどの増を見込んでおります。それから、居宅介護サービス計画費ですが、これにつきましては、介護認定者の増に伴いまして、計画値からは約20%ほどの増を見込みました。

次に、介護予防サービス給付費におきましては、補正予算でも減額補正をお願いしましたように、介護予防の通所介護の介護報酬が減額などの影響によりまして、計画値からは約26%の減を見込んでおります。それから、特定入所者介護サービス等費におきましては、昨今の利用者の増、それから居住費の費用額の引き上げ等によりまして、計画値の10.4%増を見込んで予算計上いたしました。

続きまして、特養の関係でございます。特養の待機者の調査の方なんですけど、これは県の方から去年、平成27年4月1日現在の待機者を県内事業者から県に報告があったわけなんですけども、その情報から私どもの方で重複申し込みや死亡などを除外して、はじめた数字でございますが、当時要介護1から要介護5までの方ですが、この方が143名の申し込みをされておられます。そのうち要介護3以上の方につきましては84名。その84名のうち、既に老人保健施設、グループホーム、特定施設などの施設を既に利用されている方を除きますと、要介護3以上の方で47名が申し込みをされているということでございます。

なお、特養の方に要介護2以下の方が特例入所されている例につきましては、2名の方がおられます。

次に、補足給付の件でございますが、補足給付につきましては、先ほど委員がおっしゃいましたように、昨年度の法改正がありまして、8月から実施しております。配偶者が課税であることにより却下となった者が8名、それから預貯金が1,000万円以上あって却下となったものが1名、合計9名の方が却下ということになっております。

補足給付のサービス利用者についてでございますが、一番最近の数字で申し上げますと、特養の利用者が162名おられまして、そのうち125名、77.2%の方がこの補足給付のサービスを受けておられます。また、老健につきましては、150名の利用者に対しまして、100名の方が特定入所者介護サービスを利用されておられまして、率にしますと66.7%という利用率でございます。

それと、一定所得以上ということで、2割負担の方でございますが、2割負担の方は123名おられます。それで全体の7.26%ということでございます。ちなみに1割負担の方は1,571名。これは3月18日現在の数字でございます。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ、門口課長の方からご説明をいただきました。

保険給付費の介護サービス等諸費並びに介護予防サービス等諸費についてお伺いいたしました。介護予防サービス等諸費については減額になっているわけでありますけれども、居宅介護サービス給付費あるいは地域密着型介護サービス給付費、施設介護給付費等、当初予算、あるいは前年度の当初予算並びに第6期事業計画よりも大きく伸びているという状況になってきております。実際に第6期事業計画の2年目の年として、予算において第6期事業計画、3年間の事業計画そのものが計画どおりにいけるのかどうか、この辺ちょっと見通しがわかれば、改めてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、特別養護老人ホームの入所の問題であります。ちょっと聞き漏らした、あるいは書き間違っているかわかりませんが、要介護3以上の人しか、特例を除いて特別養護老人ホームに入所できないということになってきたということで、それらの人々は葛城市では現在で59人と言ったかな。3以上が84人と言ったね。それで要介護1から5が143人と言ったから、それを引いたら59人になったんやけども。決算のときにお伺いしたときは92人ということだったわけでありますけれども、これらの方々が特例入所された2名の方を除いて、特養の待機をしていたけれども、入れなくなったということで、他の老健とかグループホームとかそういうところに申し込んでいる人が47人ということやったね。それが47人やね。いずれにしても、待機がこれだけいるという状況であります。しかも、要介護1、2の人は特養に入れなから、改めて認知症の方々にしたら、これはグループホームとか、あるいは特例入所があるかもわからないけれども、その他の人は老健施設に入るとか、そういうことでしか、あるいは入院から退院できないとか、在宅で何とかしのいでいかなきゃならないということになるわけで、介護の実態からしたら非常に厳しい制度改革がされたということになっているわけですね。

もともと介護施設の基盤整備がおくれている中で、国の施策において待機者が切り捨てられていくということは、これは本来、介護保険制度を大きく後退させることであって、私はとんでもない話だというふうに思います。

さらに、補足給付については9名の方が打ち切られることになったということでもあります。基本的には、まだまだ多くの方々が受けられているわけでありますけれども、制度改悪そのものが年を追って進められて、本当に施設に入りにくい、入りたくても入れない、こういう状況が広がってきていると。大体、特養で非課税の方で7、8万円ぐらいですか。課税の方であると、14、5万円ぐらいかかるんでしょうかね。それに日常の生活用品を入れると、あと数万円ぐらいかかるということで、とても年金生活者では入るのは難しいという状況が広がってきているということになっています。しかも、どういう根拠かわかりませんが、所得160万円以上、単身で年金収入のみで280万円以上の利用者から2割の負担を取ることが導入され、123の方が2割負担となったわけであります。本当に介護を受ける、その条件そのものがどんどんどんどん後退してきているという状況になっているわけですね。

これは人ごとではないんですよ。第6期事業計画の中にこういうことが実施されるというふうに書かれているわけで、こういう状況に対して、市としての対応をどうしていくんだと、

国の制度がそう変わったから、これはやむを得ない、ただそれを粛々と実施していく、そういうことだけなのか。それは困るわけだね。どのような対応をお考えになっているか、お伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 門口長寿福祉課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしくお願ひいたします。

第6期事業計画の方の見通しということなのでございますが、今現在、平成27年度中でございますが、補正予算でも給付費の増額補正をさせていただいております。見通しといたしましては、計画値におきまして約3.6%ほど増というような平成27年度の見通しは立てております。平成28年度につきましては当初予算でありまして、計画値に沿った形で予算計上させていただいたわけでございますが、給付費につきましてはなかなか予測が難しく、見通しといたしましては、計画値を若干上回る可能性があるというふうに考えております。

2点目でございますが、2割負担等、負担増を強いられている方でございますが、利用者負担の軽減制度ということで、1カ月の利用者負担が上限額を超えたときの高額介護サービス費の支給という、これも制度上でのことでございますが、そういった形で上限額を設けまして、利用者負担を軽減するということでございます。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 私は、基本的に介護保険事業は葛城市が保険者であって、自治事務として地域の被保険者、利用者に対して責任を負い、葛城市の方々の老後を安心して過ごせるような環境をつくるという点で、いろいろそういう立場で質疑をしているわけでありましてけれども、基本的に持続可能な第6期事業計画という形で国の方針をそのまま受け入れて、現状について葛城市として独自に何をしていくかという点では、全く見えてこないわけですね。第5期あるいは第6期についても、施設整備計画もないわけでありまして、当然そうなるというふうには思うわけでありましてけれども、単に国の施策を受け入れて、そのまま事業計画に組み入れてやっていくということだけでは、介護保険制度が導入されたときの趣旨、目的に反してきていると言わざるを得ない。老後が、その地域の中で、在宅で本当に安心して過ごせる、誰もがサービスを選んで、そのサービスが利用できるんだということであったわけでありましてけれども、今の制度改正等をあわせて、そういう状況が後退しているというのは明らかなんですね。そんな中で、市として、保険者として、その補いをどうやってつけていくのかというところに、お金も人も割いてやっていくべきではないのかというふうに思います。後でまた質問しますけれども、今やっている地域支援事業とあわせて、要支援1、2について、市が主体的にこの事業を進めていくということになってくるわけで、そういうことだけではなくて、介護保険制度全体をどうしていくかということをしつかりと考えていただきたい、こういうふうに思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 それでは、15ページの2款保険給付費の介護サービス事業につきまして、19節の中にあり

まず地域密着型介護サービス給付費、今回は地域密着型についてお聞きしたいと思います。

法改正でいろいろと地域にかけられる負担というのが大きくなっていく。その方向の中で、先ほど門口課長からご説明がありましたように、小規模通所介護とか、地域で18人以下のデイサービスをされているところは地域密着型になると。地域密着型になるということは、本来この法改正でどういう方向性かということ、地域は地域でやりなさいという考え方がベースやと私は思っておりますけれども、今回この地域密着型介護サービス給付費の内容について、まずお聞かせいただきたいと思います。

もう1点は、地域密着型というこれからの方向性、地域密着型特養ということの奨励も入っていますけれども、外の通所介護でしたら55.5%ぐらいでしたか、この間の一般質問のときにお聞きしましたけれども、これからの強化は施設になるべく入れないで、地域でリハビリをして、また在宅をしていくと。できるだけ施設に入らない方向を目指している今回の法改正の中に、地域の中で通所施設の地域リハビリテーション活動支援事業というんですか、これが新規で多分入っていると思いますけれども、こういった事業者の方向性とか、そういったところもまだなかなか出てきていないかもしれないんですけども、なぜ55.5%しか地域の中で通所できないのかという事情もあわせて、そのあたりもお聞かせいただきたいと思います。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの川村委員のご質問にお答えいたします。

まず、地域密着型の介護サービスの件でございますが、これは平成28年4月から定員が18人以下の小規模な通所介護事業所につきましては、生活圈域に密着したサービスであるということと、地域との連携や運営の透明性の確保が必要であるため、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点等から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるということで、市町村が指定、監督する地域密着型サービスに位置づけられるようになりました。葛城市の方ではまだ予定でございますが、約8事業所が移行されるような見込みでございます。

これはみなし指定ということで、この3月31日時点で既に指定を受けている事業所につきましては、事業所が所在する市町村で地域密着型通所介護の事業所として指定があったものと自動的にみなされるわけでございます。事業所が所在する市町村以外の被保険者が3月31日時点におきまして利用しておられた場合、この場合につきましては、他の市町村からも指定があったものとみなされるということで、当該利用者も引き続きサービスを利用することができます。4月1日以降は市町村間で受け入れる手続をした後、市町村間での利用ができるというようなことになるわけでございます。

それから、第6期の事業計画中なんですけど、認知症共同生活介護（グループホーム）を1ユニット、9床ですけども整備する計画を持っております。それと、委員がおっしゃられました小規模多機能の特養、定員が30床以下の施設でございますが、今のところ葛城市では整備の計画はございません。奈良県内でもたしか4カ所ぐらいだと思います。

朝岡委員長 川村委員。

川村委員 一応8事業所がみなし指定ということで、地域の中ではこれから通所というかりハビリをしながら回復を目指すということが主流になってくるかと思うんですけども、市町村の間でという言葉を入れていただきましたけども、その連携というのもこれから大事だと思います。各市町村が自分たちの市だけで困ってしまったら、ほかのところは、自分とこはできているんやけど、よそは知らんというふうなそんな体制になっていくと困っていくわけで、十分に今の現状で葛城市にいい機能を持つというか、通所リハビリをしていってもらって機能を持っている事業所がまだ少ないというのが現状ですので、そういうところが来てくれたら一番いいところなんですけども、そこが施設に入所していかない一番の分岐点なんじゃないのかなと。それに伴って、今言っている地域リハビリテーションの活動支援事業というのは、これは専門職の域やと思います。今、地域包括ケアシステムの中に地域支援事業として生活支援コーディネーターというのを地域に持って、生活支援をしていくという。ここに至るところという、当然要支援1、2以上、要介護の域まで入らないぐらいの人たちは、そこでとどまっていたということが理想的なんですけど、現実には介護の状態というのは進んでいって、高齢化してきて人数がふえてくるわけですから、その受け皿というのはこれから最も大事になると、そう思います。ですから、次の段階になられたときの準備というのは、リハビリの機能をどれだけ広げてやっていけるかというところで、介護施設入所させていかないということをしつかりと認識していただいて、取り組んでいただかなければいけないんですが、今、包括支援システムの中でこの部分と、それから今言っている地域支援、生活支援コーディネーターをつくっていただいてやっていただくわけですけども、私も資料をいただきまして、多様なサービスということで、訪問型のサービスA、B、Cというふうな分け方をしているんですけども、実際にボランティア主体でどういうことをしていただくのかという、これからどういう支援をしていただく体制を考えていただいているのかというところを、わかる範囲で教えていただきたいと思います。今言っているリハビリ機能についても、どういう考えを持っていただいているか、もし市長にお答えいただけるのであれば、そのあたりよろしくお願ひしたいんですが。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 総合事業におきまして、ボランティア主体のサービス、多様化するサービスの中に、葛城市も予定しておりますボランティア主体等によるサービス、訪問型サービスもしており、通所型サービスの方もということでございますが、専門的な知識を要しないような支援サービスに対しまして、ボランティアでできるところはボランティアの方々をうまく利用しながら、サービスに取り入れていきたいというふうに考えております。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 地域の中でどうしていくのかと、この間から予算のところでも質問していただきましたけれども、アンケートをとらせていただきまして、7割、8割が回答をいただいております。もちろん担当職員も埼玉県の和光市まで直接出向いて視察をさせていただいております。各地域の中でどのようなニーズがあるのかということ掘り起こし、資源も含めて、どういった人たちが存在しているのかという全体を把握した上で、その地域地域にどういったサービスを

提供できる人たちをつくってあげばいいのか。それを地域包括ケアシステムの中で、今、社協に委託するという形でコーディネーターを育成していくということでしたけれども、実際に今後、移動市役所というものをさせていただきます。できるだけ地域の中にうちの職員や保健師が入って行って、どのようなニーズや問題点が存在しているのかということも目の当たりにしながら、お互いに協力して、その上でコーディネーターを入れてどうやっていくべきなのかということも模索していかないといけないだろうと思います。

お金をかけていくんだったら、幾らでもできるんですけども、それほど潤沢にあるわけではない状況の中で、みんな工夫をしながらやっていかなければならない。要支援1、2は市町村がその責を負うという形になってくる状況の中で、いかにその役割を果たしていけるのかというところを、今までは長寿福祉課が担ってございましたけれども、全体的に運動能力の向上も含めてトータル的に考えていく、まさに包括ケアということを考えて取り組んでまいりたい。何分初めてのことでございますので、うまくいくかどうかということも模索しながら取り組んでまいりたいと思っております。

朝岡委員長 川村委員。

川村委員 市長、ありがとうございます。介護保険法が始まって、今本当に介護がいろんな意味で、今の高齢者の立場から見たら充足されていっている方だと、私はそういうふうに思っています。じゃ、これから高齢者はどうなっていくのかというところが、今回始めていく準備だと思うんですね。これからは、今現状のサービスを受けていらっしゃる高齢者よりも更にサービスは悪くなるというふうに考えていいと思うんですけども、それをどうしていくかという、本当にこれから10年先を見据えた準備の始まりやと思っています。このことをしっかりイメージしていただいて、人づくりというんですか、専門職も要るし、ボランティアも要るしという。まだ始まっていないから見えないけども、必ずこれから見えていく現状だと思いますので、しっかりとこの葛城市で守っていかないといけないという準備をこれからしっかりとやっていただきたいと要望しておきます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 引き続き質疑を進めてまいります。川村委員も若干触れられましたけれども、改めて私はこの平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法による、要支援者の訪問介護、訪問通所を保険給付から外して、市町村が主体でやる地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業へ平成29年までに移行する、こういうことになっているわけでありまして。

新総合事業と、こういうことでありますけれども、実際に要支援1、2の方が地域支援事業として葛城市が主体となって行うということになってくるわけで、先ほどもお話がありましたように、ボランティアというふうな。これまでの介護保険による専門的なサービスから多様なサービスということで、ボランティアを活用したサービスを提供していく、こういうことも言われているわけでありまして。私は基本的には、安上がりなサービスを、できれば広くふやしていきたいというのが厚労省の大きな狙いであろうというわけでありましてけれども。

第一に、私はこの新事業において、介護認定を受けるときに、その前に地域包括支援セン

ターに介護サービスを申請したときに、窓口の担当者が要支援相当と判断する場合、これは基本的に基本チェックリストという質問事項にお答えをさせていただいて、それだけで新総合事業のサービスに割り振っていくことができる、こういう仕組みになってくるのではないかと、こういうふうに思うわけですね。本来、認定を受けて介護保険サービスを受けたいと思っていた人が、そういう状況が生まれるのではないかと、こういうふうに危惧をしているわけでありまして、これは厚労省が出しているガイドライン案からそういうことが推測できるわけですが、この点はどのようにお考えになっておられるのか、聞いておきたいというふうに思います。

それらの全体として、これは法律で決まっているわけですから、やらなきゃならないわけで、どのような準備がなされているのか、どのような体制がつくられていっているのか。実際に既に移行しているところもあるんですけど、しかし、7割以上はまだ移行していないと、こういう状況だというふうに思っています。地方自治体としても、保険者としてもこれをどうしていくかということは今模索しているという段階なんですけども、これは本当に我々団塊世代が2025年になったときは、皆さん75歳以上になるわけで、それこそ介護需要というのは物すごく多くなって、本当に大変な状況になるんですね。これらを葛城市としてどうやって支えていく事業、制度、体制をつくっていくのかというのは焦眉の問題だというふうに思うんですが、これはこれから口を酸っぱくして言っていけないといけないと思うわけですが、どういう取り組みをなされているのか、お伺いしておきたい、このように思います。

それから、これとかかわって、基盤整備の問題ですね。国は必要な介護サービスの確保ということで、2020年、平成32年度の初頭までに約50万人以上の在宅施設サービスを整備し、人材育成確保、生産性向上を確保すると、こういうふうに言っております。平成27年度の補正予算で921億円措置されていますし、平成28年度では423億円が措置されると思います。この中の施設設備のメニューは、特養ホーム、ケアハウス、老健施設、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、この7施設が挙げられているわけでありまして、先ほども申しましたけども、現実に第6期、第7期計画を含めて、基盤整備の計画がないわけで、それこそ団塊世代が75歳を超えるという状況の中で、約50万人以上の在宅施設サービスを整備する、こういう計画に対して、市はどのように取り組んでいかれるのか、新総合事業に伴う地域支援事業とこの計画とあわせて、お考えをお聞きしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの白石委員の質問にお答えいたします。

日常生活支援総合事業についてでございます。これにつきましては、要支援1、2の方の現行のサービスというのが、予防給付におきまして訪問介護、通所介護のサービスを行っておるわけですが、委員もおっしゃいましたように、平成29年度末をもって完全に終了いたします。平成29年度には日常生活支援総合事業を葛城市の方でも随時移行していく予定をしております。その訪問型サービス、通所型サービス、いずれも現行の保険給付で行っております介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するものと、それ以外のサービスと

いうものを葛城市の方でも予定しております。

現行のサービス利用の継続というものが必要になってくるのかどうか、それとも他の多様なサービスが必要なのかということにつきまして、ケアマネジメントが重要となってくるものと考えております。現行のサービスの継続が必要と認められるケースにつきましては、指定した事業者によりまして現行と同様のサービスを行い、その他の多様なサービスにつきましては、基準を少しずつ緩和した形で、現在、高齢福祉とか地域支援事業で実施しているサービスなどを活用いたしまして行うサービスや、多様な関係主体、これはボランティアであったりNPO法人であったり社会福祉法人であったりということになるわけなんですけども、そういった関係主体の参画によりまして提供されるサービスを想定しております。

既にサービスを利用されている方は、サービスの低下を招かないよう、また新しく事業の対象となる要支援者には、要支援者主体による支援が行えるように、そのサービスの提供のあり方をこの平成28年度で検討していきたいと考えております。

それから、基盤整備の方でございますが、特養につきましては、この平成28年度の夏から秋にかけて1カ所、50床の開設が予定されております。特養の施設が予定されております。それから、第6期の事業計画の中では、先ほども申しましたように、グループホーム、9床ですが、これの基盤整備を行う予定をしております。他の施設についてでございますが、老健につきましては、既に240床の整備もできておりますし、他の地域密着型の施設につきましては、第6期計画中には整備の予定は特にしておりません。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 門口課長の方から、新総合事業に基づく地域支援事業、これに平成28年度はその準備を進め、平成29年度から随時移行していくということの説明がありました。

お伺いしておいたんですが、実際に要介護認定を申請した場合、これはちゃんとその申請を受け付けて、調査員の調査を受けて、主治医の意見書をもって認定審査会を受けられて、そういう手続の仕組みについては、新総合事業が実施されたとしても、ルールは変わらないということの認識でよろしいのでしょうか。

私は基本的には、介護保険制度というのは、家族の過重な負担を社会が支えていく、こういう制度として導入され、必要なサービス、希望するサービスが受けられるということであったわけでありまして、事業費がどんどん膨らんでくる中で方針転換、毎年毎年法制度が変わり、介護保険を使いにくい状況になる、あるいは保険料がどんどん上がってくるということで負担もふえてくる状況になっているわけですね。ここで再び、新総合事業に基づいて、要支援1、2の方々が介護保険から外されて、地域支援事業に移行し、安上がりのサービスをやっていく、こういうことになってきているんだというふうに思うんですね。これは現行の介護保険制度、介護保険の財政の仕組み、こういうことからしたら、当然そうならざるを得ないわけですね。やはり、1号、2号の被保険者の負担、そして利用者の利用料、これらが財源の半分を占め、あと国と地方自治体の負担でやられているという仕組みですから、給付がふえればふえるほど、これらの負担がふえていくという仕組みになって、このまま介

介護保険制度が進んでいけば、破綻せざるを得ないという状況になっている。これらは政府も当然認識していて、政府・与党においても10%、国庫負担を上げていかないといけない、こういう必要性も言われているわけですね。そこに手をつけないと、これは根本的な解決にはならない。逆に、被保険者の保険料や利用料の負担がふえ、地方自治体の負担もふえてくる、こういうことになってくる、悪循環になるんですね。ですから、その場限りの制度改革を乗り切ろうとしても、これは無理があるわけですね。

保険者として、法は法として、制度は制度改革としてやらなきゃならないですけども、地域住民に責任を負えるような対応、対策をとっていただきたい。今、基盤整備の中で特養の50床、老健施設が既に240床ですか、整備されたと言われるけども、これは民間事業者のやられていることであって、やはり市が独自に地域密着型の施設を整備するとか、そういうことが全くないわけで、民間事業者の参入において、何とか居宅介護サービスあるいは施設介護サービスが一定程度提供されている。これは事業者にとってそれだけの需要がある、採算がとれるからできるわけで、本当にもっともっと地方の市町村では当然、そういう民間事業者が参入して特養や保健施設等々をどんどんふやして、介護保険事業に参入してくるなんてことはないわけですね。これは公共がやらざるを得ないという状況なんですね。だから、そういう意味では、私は葛城市は恵まれていると思います。しかし、現状はそれこそ65歳以上の人たちが何人ぐらいになるんでしょうか。65歳の高齢人口は過去最高の3,290万人、高齢化率は25.1%、この間は過去最高を更新しているという状況で、平成37年には我々団塊世代が高齢社会のピークをつくっていくという状況なんですね。それに対応できるのかと。我々は本当に安心して介護サービスを受けられるのかという危惧が生まれてくるのは当然のことだというふうに思うわけであります。やはり保険者であり事業の主体として、市が基盤整備に着手していくということが求められているというふうに私は思います。例えば、定期巡回・随時対応型訪問介護や看護の施設を整備していくことなどは、これから本当に大事ではないのかというふうに思うわけであります。このことを述べて私の質疑を終わっておきたいというふうに思います。

朝岡委員長 地域支援事業の認定審査の手続は変わらないということによろしいな。答弁が漏れていたけど。

門口課長。

門口長寿福祉課長 申請の方の手続なんですけども、介護認定の方の申請の手続に全く何ら変わりはありません。それから総合支援事業の方の方でございしますが、これにつきましては、認定申請を受けても却下の可能性がある方につきましては、地域包括支援センターの方でチェックリスト等で判断させていただき、それで総合支援事業の受けられるサービスを受けていただくというような形に変わってくると思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第30号、平成28年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成28年度の介護保険特別会計の予算は、平成27年度から平成29年度までの3年間の第6期介護保険事業計画の2年目の予算であります。第6期事業計画において1号被保険者の介護保険料の基準月額、持続可能な制度設計のための保険料を算出すると、この方針のもとに基準月額4,100円から24.4%、900円引き上げられ、5,000円とされたところであります。保険料の負担は、円安による物価の上昇や消費税の増税、年金収入が減少している中で、高齢者の生活に大きな負担を与える状況になっています。現在、1号被保険者9,000人余りのうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える被保険者の保険料は、今、年金から有無を言わずに天引きされています。それ以下の収入の被保険者1,100人余りの方は、市が徴収する普通徴収とされています。この収入の少ない普通徴収保険料の収納率は、平成26年度決算では90.36%でした。平成25年度が90.8%、平成24年度が91.8%と低迷が続いております。毎年400万円程度の収入未済額が出ております。平成20年から6年間で、合計4,358万円の不納欠損処分をしましたが、滞納繰越額は1,816万円とふえているというふうな状況になっているわけであります。

高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、この25%のうち5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する調整交付金です。全国市長会や町村長会が繰り返し要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ、介護保険料を引き下げるべきであります。葛城市は、国の対応待ちではなく、早急な市独自の保険料や利用料の減免制度を整備すべきであります。

第6期事業計画では、国の制度改正にあわせて、介護保険制度を後退させる重大な改悪が盛り込まれました。その1つは、特別養護老人ホームに入所できる人を、原則要介護3以上に限られることになったことでもあります。特養の定員が満杯で入所できない待機者は全国で52万人、葛城市では143人、要介護3以上の方が84人です。そのうち要介護2以下の人は全国で17万8,000人、葛城市では59人です。これらの方は一部の例外を除いて、特養入所の対象外とされ、待機者の枠からも除外されることとなります。公的保険で介護を受けられる人を限定することは到底あってはならないことでもあります。その上に、所得の低い人たちが介護施設に入所した場合に、食事や居住費の負担を軽減する補足給付を縮小されました。そのことによって、葛城市では9人の方が打ち切られております。貧困な入居者や待機者が急増する中で、補足給付は拡充こそ求められ、後退させること自体、重大な逆行と言わなければなりません。

さらに、所得160万円以上、単身で年金収入のみは280万円以上の被保険者である利用者から2割の利用料の負担が導入され、123人の方が2割負担となりました。医療費の窓口負担や年金の削減と相まって、必要な介護サービスの抑制を引き起こすことは必至ではないでし

ようか。制度を後退させる改定、葛城市の第6期事業計画は認めがたいものであります。

その上に、平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法による、要支援者の訪問介護と通所介護を介護給付から外して、市町村主体である地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業へ平成29年度までに移行する準備が着々と進められています。多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、ボランティアなどによる安上がりのサービス、介護認定を受けさせない、自立を促進し、要支援者への介護給付を後期高齢者の人口の伸び率である3%から4%に抑え込もうということでもあります。地方自治体を、サービスの切り捨て、給付削減に駆り立て、介護難民問題を一層深刻化し、高齢者と家族の負担と不安を増すばかりであります。このような新総合事業は中止、撤回すべきであります。

これまで国が盛んに言っていました、家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度などの宣伝文句が全くの偽りであったことをみずから証明しています。65歳以上の高齢者の人口は3,290万人となります。過去最高を更新しています。これから団塊世代が急激にふえ、平成37年には高齢社会のピークを迎えることとなります。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであり、特別養護老人ホーム等の増床、夜間対応型訪問介護サービスや小規模多機能型居宅介護サービスなどのサービス基盤の整備が重要であるということでもあります。ピークに備えると言うなら、公的介護保険は抑制ではなく、充実こそ必要であります。日本社会の病理が進行し、虐待や貧困など処遇困難な高齢者が急増する今こそ、自治体の老人福祉、保健公衆衛生等の連携再構築が急務であります。国の対応を待っている間に合いません。民間事業者に頼らず、葛城市の責任でサービス基盤の整備に着手すべきであります。

以上、討論を終わります。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

西川委員。

西川朗委員 議第30号、平成28年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

超高齢化社会と言われる中、社会保障費の増大や医療、介護業界の人材不足など深刻な問題が多岐に及んでいます。介護問題でも個人や家族の枠を超え、社会全体、国民全体で考えるべき深刻で現実的な課題となっております。当葛城市においても、昨年度策定されました第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者を支える基盤づくりや、介護予防を主とした施策、支援に取り組み、その成果に期待を寄せるものであります。

地域支援事業では、新事業として在宅医療・介護連携事業の実施や生活支援の充実強化を図るため、生活支援コーディネーターを配置するなど、新しい包括支援事業として、地域包括ケア実現に向けた充実強化を進めていただいているところでございます。また、介護予防では、地域の介護予防活動への支援、二次予防事業対策者への予防教室の充実などの成果に期待を寄せるものであります。介護給付では、全体的に第6期事業計画の見込みに近い数値で推移されているものの、施設介護サービス費や居宅介護サービス費の伸びが著しく、介護給付費準備基金の取り崩しなど、予算編成に苦慮されたことなど、評価いたすものでありま

す。高齢者に対する総合相談、支援業務については困難事例も多く、今後ますます増加することが予測されます。さらに日常生活支援総合事業の実施や地域包括ケアの実現への取り組みなど、多大な課題を抱えている中、地域包括支援センターの充実強化を図っていただき、サービスの必要な方に必要なサービスを提供できるよう、健全な介護保険事業の運営を進めていただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第30号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数であります。よって、議第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第35号、平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いたします。

ただいま上程になっております議第35号、平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,700万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では1,073万3,000円を計上いたしております。職員1名分の人件費と事務費でございます。2項審査会費、1目介護認定審査会費では520万6,000円を計上いたしております。認定審査委員30人分の報酬と事務費でございます。2目市町村審査会費では106万1,000円を計上いたしております。障害支援区分判定審査会委員5人分の報酬と事務費でございます。

続きまして、歳入をお願いいたします。戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では765万1,000円を計上いたしております。2目市町村審査会共同設置負担金では57万円を計上いたしております。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では828万8,000円を計上いたしております。2目一般会計繰入金では49万1,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論も終結いたします。

これより議第35号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議第33号、平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

土谷部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第33号、平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107万円と定めるものでございます。

続きまして、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は100万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。予算書7ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費では12万円を計上させていただいております。

2款1項1目一般会計繰出金では95万円を計上させていただいております。

1ページ戻っていただきまして、6ページ、歳入の説明をさせていただきます。

1款1項1目雑入では106万9,000円を計上させていただいております。

2款1項1目繰越金では1,000円を計上させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 1点だけ伺っておきます。滞納関係ですけれども、今5件あって、平成26年度末で677万1,000円あったと思うんですけれども、平成27年度、まだ3月末は来ていないわけやけど、一応見込みとしてどのぐらいの残額になつとるのか。平成27年度はどのぐらい入っているのかということでお聞きしたいと思います。

朝岡委員長 木村理事。

木村都市整備部理事兼建設課長 都市整備部、木村でございます。よろしく申し上げます。

ただいま岡本委員のご質問ですが、平成27年度末の債権の残高が866万2,192円であります。平成27年度中の回収額ですが、滞納分が32万円、順調分が74万4,924円、合計106万4,924円であります。

以上であります。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 私、ちょっと聞き間違ったんかしらん、今、理事の方から平成27年で866万2,192円の残があるということ。六百何万円と違うんか、八百何万円あるの、今。

朝岡委員長 もう一回、正確に言ってください。

木村理事。

木村都市整備部理事兼建設課長 866万2,192円の内訳でございますが、滞納分の債権残高が645万5,259円と順調債権分残高が220万6,933円、合計で866万2,192円であります。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 滞納分と現年分というのか、それを足して860万円。収納できたのが106万4,924円と、こういうことやな。わかりました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時56分

再 開 午後4時15分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、議第32号、平成28年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてを議題といたします。

それでは、本案に対する提案者の内容説明を求めます。

吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま上程の議第32号、平成28年度葛城市学校給食特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,510万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出の方からご説明申し上げます。7ページをお開きください。

1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費でございます。1節報酬では、嘱託員報酬などを合わせまして290万円でございます。2節給料につきましては721万2,000円。職員2名分の給与でございます。3節職員手当等につきましては394万1,000円。4節共済費につきましては234万3,000円。9節旅費につきましては3,000円。11節需用費につきましては36万7,000円。12節役務費につきましては21万2,000円。13節委託料につきましては、給食センターの調理配送業務委託料などを合わせまして9,685万1,000円でございます。14節使用料及び賃借料では12万2,000円。19節負担金補助及び交付金では112万7,000円。27節公課費では1,000円の計上でございます。

2目学校給食管理費でございます。11節需用費では、光熱水費など合わせまして3,415万3,000円。12節役務費につきましては、検査手数料などを合わせまして115万円。13節委託料につきましては、設備等保守点検委託料などを合わせまして1,665万3,000円。16節原材料費では1億8,805万7,000円。27節公課費につきましては8,000円でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。5ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金、1節学校給食負担金では1億7,852万3,000円。2節学校給食負担金過年度分で1万円でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目教育使用料、1節行政財産使用料では3万7,000円でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金では1億7,648万9,000円でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金では1万円でございます。

5款諸収入では、1項預金利子、1目預金利子、1節預金利子で1万円でございます。5款諸収入といたしまして、2項雑入、1目雑入、1節雑入で2万1,000円でございます。

9ページをお願いいたします。9ページから16ページにつきましては給与費の明細でございまして、前年度と今年度の比較となっているところでございます。

次に、17ページでございます。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。内容といたしましては、学校給食センター調理・配送等業務委託事業に係るものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

西井委員。

西井委員 昨年の決算特別委員会でも申しまして、たしかアンケートをとりながら、調理の味とかその辺をということを聞かせてもらったわけですけど、まだやっぱり、いまだに父兄とかから、味が落ちているとか、またメニューの偏りがあるのと違うかとかという声を聞きますけど、その辺、せっかく去年できて、父兄も、また住民の方々も喜んでいる施設ができた中で、まだこういうようなことを聞くということが非常に私もつらいと思いますが、この善処方法は考えておられるか、また全然、教育委員会としては聞いておられないか、その辺、お答え願いたいと思います。

朝岡委員長 高津学校給食センター所長。

高津学校給食センター所長 給食センター、高津です。よろしくお願いします。

新学校給食センターの給食の味についてご質問でございます。新学校給食センター、給食を配食するようになってから、味が薄くなったということが聞かれます。今までは新庄、當麻の学校給食センターでそれぞれの栄養士の指導のもと、調理員と連携しながらつくってきました。塩分は両センターにおいて基準の量によってつくっておりますが、新庄学校給食センターで3年ほど前からだしを中心にした味に変わりました。新学校給食センターで調理するようになってからは、両栄養士が調理委託業務の栄養士等と協力しながら、統一した献立で調理をしております。味の方につきましては、子どもたちの健康のことも考えながら、基準塩分量、文科省の学校給食実施基準で主に自然のだしや香辛料などで味を工夫しながら調理をしております。その結果、當麻地区の子どもたちは今までと違った味に感じられ、ちょっと薄味だと思うのだと思われまます。新庄地区では、だしが変わった当初は、多少薄くなったという意見もございましたが、現在はその味にもなれ、味が薄いという意見は余り聞かれませぬ。現在も自然素材、だしによる給食を調理して配食しておりますが、味については新庄地区で味が薄いという意見が余りないように、當麻地区でも今の味になれていただきまして、もう少し時間が経過すれば、だんだん違和感がなくなると考えております。これから子どもたちの健康のことを考慮した、おいしく安全で安心な学校給食をつくってまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

朝岡委員長 西井委員。

西井委員 今の答弁では、形ばかりの答弁に感じるわけや。こういう方法でやっているからこうなる、そのうちなれてくれるやろうと。実際、いろんな意見を聞いていたら、先ほど申し上げましたように、メニューについても若干偏りがあるとかということも聞いているわけです。例えば、メニューを持ってこなかったからあれやけど、その中で材料がおかかの何とか、明るる日、またおかかの何とかというふうなこともあるというようなことを聞いたわけです。やはりその辺ももっと。それは主婦の感覚から見たら、家で食事をつくるのは、前日に残ったものを食べている、その感覚でやられているのと違うのかなという思いが、親は思われるわけやと私は思うけどね。その辺も含めて。それと、食味はそういうになるので、しばらくしたらなれるやろうというような、強硬なことを聞く。父兄から見たら、食べる量自身が減って

きて、例えば中学生の親からは、給食の量が少ないと、栄養が少なくなると、残す量が多いとかいうような話も聞くわけや。現実、食物残渣とかもちゃんと調べたのですか。その量がふえていたら。だんだんだんだん減ってくるんやったらともかく、そういうふうな面も含めて、まずくなった、うまなつたじゃなくて、現実、喜んで食べてもらっているかどうかというのは、食物残渣の量とかで検討できるんじゃないかなと思います。今の答弁を聞いていたら、改善しようとかいうよりも、何か当然みたいな感覚の答弁に聞こえる。やはりもうちょっと父兄の声とかも聞きながら、改良を考えようかという意識の答弁に聞こえない。

朝岡委員長 大西教育長。

大西教育長 今、西井委員ご指摘の内容につきましては、去年9月から私の方も多かれ少なかれ、そういう情報はいただいております。確かに今の答弁でしたら、何の努力もしていないのかということになりますけど、いろいろした形としての答弁ということですけども、確かに味の濃さ、それから量の問題、これはいろいろな形でいただいております。その都度、おいしい給食、それから少しでも量ですね、こういうのが子どもたちのおなかを膨らせてもらえるような量、そういうようなことでいろいろと状況を把握しながら、それから前の実態はどうだったのかと、それをすり合わせながら、少しでもそういう不満のないような給食を実施しておるといところでございます。

確かに、前どおりにはいかないのも、これは新しい給食をつくるというときにも、恐らく、全て前のとおりにはいかないだろうということも我々も思っておりましたし、それから学校にも当然、施設等が違うわけですから、同じようにいかないということの話もしてまいったところでございます。いろんなご指摘をいただきながら、味の濃さにつきましても、先ほど所長が言いましたように、そういう経緯があるわけですけども、そんな中でも當麻地区の子どもたち、薄味になったのと違うかという声もいただきましたので、アンケート、子どもたちの情報も聞きながら、少しは改善し、それがどうだったかと、少しでも子どもたちにおいしくなったかという、そういうこともしながらやっておりますので、そういう努力の上に立って、先ほど所長が言いましたように、少しずつなれていただきながらといところも正直でございます。しかし、センターとしまして、それぞれのご意見をいただきながら、少しでもおいしい給食に近づけるように努力しておるところでございますので、ご理解いただくとともに、またさまざまなご意見、お寄せいただく部分がございましたら、お寄せいただけたらと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 西井委員。

西井委員 教育長、いろんな面で努力してもらえるとということを聞かせてもらいました。先ほどの答弁やったら、実際、両給食センターでだんだん薄味にしてきたと。今までしていた給食は、毒を食わせてたんかという話になる。答弁から見たら。毒とは言わへんけどね。そやから、そういうふうな答弁じゃなく、教育長のおっしゃったように、みんながみんな、味の濃い薄いというのは実際好みもあるし、余り濃い味もいいことない。また、うまいものばかり食べるというふうな考えも、教育の中ではそれもいかなものかと思うこともあるわけで。や

はり努力して、生徒も世の中で生活する中で、いろんな経験をしてもらう中で、うまいばかりじゃないけども、ただ、栄養が回らないような味つけでないように善処してもらいたいということで終わっておきます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第32号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決させていただきました。

それでは、次に、議第31号、平成28年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

川松上下水道部長。

川松上下水道部長 上下水道部の川松です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました議第31号、平成28年度葛城市下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億8,100万円と定めるものでございます。

第3条では、一時借入金の最高額が5億円と定めるものでございます。

第2条の地方債でございますが、4ページをお開きください。地方債の借入限度額は4億4,660万円と定めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明を申し上げますので、9ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では3億3,405万8,000円の予算計上でございます。2節給料、職員2名分977万3,000円、3節職員手当等670万7,000円、4節共済費319万5,000円を計上いたしております。11節需用費では、マンホールポンプの電気代、下水道施設修繕代といたしまして320万円でございます。12節役務費では、マンホールポンプの電話回線代などの通信運搬費等で91万6,000円でございます。13節委託料では、使用料徴収委託料、下水道台帳作成業務委託料など1,921万8,000円でございます。14節使用料及び賃借料では、事務所賃借料といたしまして120万円でございます。15節工事請負費では、下

水道管渠施設の維持管理工事費といたしまして300万円でございます。19節負担金補助及び交付金では、流域下水道維持管理費負担金並びに水洗便所改造助成金などといたしまして2億4,750万7,000円でございます。次に、10ページでございます。27節公課費では、消費税分といたしまして3,912万6,000円を計上いたしております。

2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では1億5,370万8,000円の予算計上でございます。1節報酬では、嘱託員1名分288万4,000円を、次に2節給料、職員2名分で886万3,000円、3節職員手当等626万4,000円、4節共済費284万円を計上いたしております。7節賃金では、臨時雇用賃金といたしまして114万4,000円でございます。11節需用費では、消耗品、燃料費など115万円でございます。13節委託料では、下水道工事等測量設計等委託料として1,789万5,000円でございます。11ページに移りまして、15節工事請負費では、管渠布設及び舗装復旧工事費等といたしまして1億1,000万円でございます。2目流域下水道事業費では2,798万4,000円の予算計上でございます。これにつきましては、流域下水道建設負担金並びに協議会負担金でございます。

3款1項公債費、1目元金では、償還元金といたしまして8億1,614万3,000円でございます。2目利子では、償還に伴います利息と一時借入金利子といたしまして2億4,910万7,000円を計上いたしております。

次に、歳入のご説明をさせていただきます。7ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料といたしまして3億7,020万5,000円の予算計上でございます。1款2項手数料、1目下水道手数料では、配水設備指定工事店等の登録手数料といたしまして37万5,000円の計上でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金では、工事及び委託料に伴います国庫補助金といたしまして1,700万円の計上でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、一般会計からの繰入金といたしまして7億4,087万5,000円の計上でございます。

4款1項1目繰越金では、前年度からの繰越金として20万円の計上でございます。

次に8ページでございます。5款諸収入、1項雑入、1目雑入では、人件費負担金といたしまして574万5,000円の計上でございます。

6款市債、1項市債、1目下水道債では4億4,660万円の計上となっております。その内訳といたしまして、1節公共下水道事業債では4億1,870万円、2節の流域下水道事業債では2,790万円となっております。

なお、予算書の12ページから19ページにかけては給与費の明細書について記載いたしております。20ページにつきましては、下水道事業債の現在高並びに見込み額を記載させていただいております。

以上で、簡単ではございますが、平成28年度下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 7ページの歳入の1款使用料及び手数料の下水道使用料ですけれども、これが前年度比で3,608万5,000円も減額になっていますけれども、その理由をお答えいただきたいと思います。

朝岡委員長 西川下水道課長。

西川下水道課長 下水道課の西川でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの吉村委員のご質問でございますが、下水道使用料が前年度より3,600万円減額となっておりますが、大きな点といたしまして、大同薬品という大口の事業所がございますけれども、去年の5月ごろから、一部排水を河川放流できる水質まで落として放流するようになりましたので、その分の減収が約16万トンございます。あと、増収としましてアンズコーポレーションで3万トンを見込んでおりまして、差し引き3,600万円の減収を予定しております。

以上です。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 16万トン、これは大変痛いと思いますけど、いたし方ないことですよ。法にのっとってやっておられるわけですね。しょうがない。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 下水道、毎年聞くわけですけども、平成27年度末の実績ですけども、普及率と整備率、水洗化率と加入戸数、平成27年度末と平成28年度の見込み、どうなっているのかということ。それから歳出の10ページ、下水道建設費の中の委託料の工事箇所、それから工事請負費の工事箇所を教えてくださいたいと思います。

朝岡委員長 西川下水道課長。

西川下水道課長 下水道課の西川でございます。ただいまの岡本委員のご質問でございますが、平成28年度末の見込みといたしまして、普及率99.4%、戸数に関しては1万3,948戸の見込みとなっております。水洗化につきましては、水洗化率89.9%、1万2,538戸の水洗化を見込んでおります。整備率につきましては、今現在の整備面積1,118ヘクタール、整備率にしまして91.4%でございます。平成28年度につきましては、普及率は横ばいで推移していくものと思います。また、水洗化率につきましては89.9%から、91%から92%の間ぐらいで推移していくものと見込んでおります。

それから、建設費の13節委託料の場所ですけども、柿本地区、JRの架道橋ですか、あそこを1カ所と、柿本地区の24号線から西、新設道路が建設課で整備されましたので、そこへ1カ所。疋田地区の、今係争中のまだ市道に移管されていない箇所がございますけども、そこも1カ所予定しております。それから再調査委託ということで、昨年度より2年間かけて実施しております調査委託1件、以上4件の委託を予定しております。

それから、下水道事業の工事箇所ですけども、尺土の駅前広場の整備予定区域で下水道の布設替えを行う予定をしております。それから、先ほど申しました柿本地区の2カ所、それから先ほど言いました疋田地区の1カ所、それから木戸地区、昨年、平成27年度までで測量

設計が終わりましたので、平成27年度、増築の管渠布設工事を予定しております。それから兵家地区の老朽管の改築工事を1カ所予定しております。それから兵家地区の老朽管の箇所ですけれども、そこの舗装を1カ所予定しております。以上の箇所で工事を予定しております。以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 課長から説明していただきました。整備率、普及率につきましてはお聞きさせていただきました。水洗化率につきましては、若干上げていかないといけないということで、91%から92%ぐらいにしていくと、こういうことやな。委託料、柿本2カ所、疋田が再調査委託と、もう一遍教えてほしいけど。私うっかりしとって。後で結構やけど。工事請負については5カ所。兵家の老朽管というのは全部入れかえるの、それとも中だけ。中をシールか何かするわけやな。それをするのに舗装もせなあかんの。そこらちょっと教えてほしいけど。

朝岡委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道課の西川でございます。ただいまの岡本委員の質問でございますけれども、再調査の委託ですけれども、平成27年度、今年度から総務省より、公営企業化への重点事項ということで通達されましたけれども、それにつきまして、とりあえず資産調査委託というのが一番手間暇かかる作業になりますけれども、これは公営企業会計への準備段階の作業ですけれども、今まで下水道管は管内259キロメートルございますけれども、その管渠、あとマンホールポンプの資産価値がどれぐらいあるか、コンサルに調査させていただいて、2年間の予定で全資産がどれぐらいの金額になるかということを試算するための調査でございます。

それから、兵家地区でございますけれども、兵家地区の舗装ですけれども、一部、今まで水道の入れかえ工事などで舗装を修理したこともございますけれども、あと、まだ再舗装していない箇所で老朽管の関係もございますけれども、マンホール周りの箇所も傷んできているということで、そこも一緒に舗装し直しの要望も出ておりますので、旧舗装のままの地区を一部舗装させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 再調査というのは、公営企業の会計に向けて財産調査をすると、こういうことやな。わかりました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それと、先ほど吉村委員が聞かれた下水道の使用料、3億7,020万5,000円ということやけども、補正で3,850万円減額になって、これが大同の河川放流になったということの理由と、それが16万トン、それからアンズが3万トン減額になっているというけど。

朝岡委員長 3万トンの増額です。

岡本委員 ごめん、増額やな。それを見込んで、今年は3,600万円の減額をしていると、こういうことやな。それとこの流量、トン数何ぼかということと、いつも聞くわけやけど、一般くみ取りから下水に、おたくらも一生懸命勧誘してくれると思うけど、一般会計で見たら、処理量は

えらく減っていないわけやな。それぞれ努力してくれているということはよくわかつとるわけやけども、数字になかなかあらわれてこんとすることを思うわけやねん。それと、今言ったように、大口も減ってくるわけやけども、ある程度民間の加入をふやしていけば、処理量もふえてくると。これは理屈かわからへんけどな。その辺を教えてほしいなというふうに思います。それと、いつも聞くわけやけども、下水道の改造補助金、毎年これは100件ほど見てくれているけども、実際、平成27年でどのぐらい加入、助成金の加入と一般加入、どのぐらい入っているのかということをお教えしてもらいたい。

それともう1点、去年の決算やったかな、下水道へ、黙って接続した、それが調査で発覚してきたということで、その辺の処理を最終的にどうしているのか。例えば10件なら10件、発見した。これは原因は何やねんと。例えば公認業者が黙ってつないだものか。例えば公認業者でない業者が黙ってつないだものか。それに対して、わかったとしたら、その何年間、いつからつないでるねん。例えば5年間ですよとか3年間ですよと、わかったとしたときに、それだけの料金をどういうふうに行っているのかということをお教えしてもらいたいと思います。

朝岡委員長 西川下水道課長。

西川下水道課長 下水道課の西川でございます。ただいま岡本委員のご質問ですけれども、平成28年度の下水量のトン数ですけれども、361万トンを予定しております。

それから、下水道の助成金の加入数ですけれども、平成27年度はまだ3月末までいっていませんけれども、2月末まででございますけれども、助成金を支払った件数は56件でございます。今、検査が終わったのが61件でございます。これは3月末までに支払いできるかと思っておりますけれども、今のところそういう状態で推移しております。また、接続につきましては、一般の加入住宅とは別に、年間、2月末現在で71件つないでおる現状ですけれども、その71件のうち61件が助成金の対象となった件数でございます。新設を入れた総件数につきましては、2月末現在で253件、検査が終わってつないでいただいたという状況になっております。

それから、以前、無断接続が判明したということですが、無断接続が判明した時点で、その場から料金は課金させていただいておりますけれども、原因としまして、ほとんどが工務店に委託して、工務店との契約になっておる関係で、下請まで追跡ができない状態になっておりますので、いつごろからつながったのか、はっきりと期限を切って断定ができない状態になっておりますので、今現在わかった時点から課金させていただいているのが現状ですけれども、もし1年前からあったら1年前からの課金について交渉もしていかないといけないと思っておりますけれども、今現在、判明時点の課金の状態になっているのが現状でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今お聞きしたのは、361万トンを見込んでいて、こういうことやな。それと、加入件数253件あって、そのうちの61件が助成金の対象になると、そういう解釈でいいわけかいな。71件とか言ってくれたけど、申し込みはあるけど、検査していないと。検査が済んでいるのが61件やと、こういうことでいいわけか。それと、無断接続というのか、その分については、契約は工務店やから、実際工事した事業者は、そこまでわからんと、こういうことやな。わ

かった時点から料金はもらっていますよと。だから、今わかったら今からももらいますと。例えば、調査しているけども、1年前とか、極端な話、10年前とか、そこまではわかりませんと、こういうことやねんな。余り言ったら、職員を責めたようになっていかんからあれやけども、できるだけそういうことも、洗い出すところは洗い出して行って、やっぱり公平にかけていけないといけないと思うので、きちっとだけやってもらいたいというふうに思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 平成28年度の葛城市下水道事業特別会計予算について、若干質疑をしておきたいと思いません。

先ほど来、岡本委員からも質疑のありました委託料での答弁の中で、資産調査が入っているということに関連して、まずお伺いしておきたい、このように思います。平成26年だったのでしょうか、総務省の方が下水道事業等の公営企業会計への適用ということで決定され、平成31年度末でしたか、公営企業会計へ移行していくと、こういうことで、そのために、先ほど課長が答弁されていたように、下水道管等々、マンホールポンプ等々、資産調査をしているわけでありませう。

私も基本的には、企業会計というのは合理的で、全体の経営の実態を把握しやすいということがあります。そのような評価をしていますけれども、水道も一緒ですけれども、公営企業会計というのは、民間企業以上の厳しい条件が課せられると、こういうことであります。これらがどういう形で適用されてくるのかというのは、非常に関心があるわけで、これによっては、市民の皆さんに大きなご負担をかけることになるわけでありませう。この間も決算だったのでしょうか、お話ししましたけれども、奈良市が先駆けて公営企業会計の適用をし、運営されているわけでありませうけれども、必然的に下水道料金の引き上げに迫られ、一度ならず二度までも引き上げがされるということになり、市民の皆さんに大きなご負担がかかってくるというふうに、制度の改定によってそういうことになるわけでありませう。水道とは違って、また施設設備の資本の中身や資本高が違いますから、水道事業のようにはならないとは思いますが、今後の水道事業会計と同様な形の仕組みになるのか、この辺はどういう見通し、どういう情報を得られているのか、今後研究していかなくやならないというふうに思いますので、関連してお伺いしておきたい、このように思います。

先ほど来、岡本委員あるいは吉村委員が質問されておりますけれども、下水道使用料の減収の問題で、これは下水道事業会計にとっては非常に問題だなど、こういうふうに思います。当然、原課も、供用開始していただく、水洗化率を引き上げていくために努力をされているということは、質問に対する説明でも一定理解できるわけでありませうけれども、一般家庭については、本当に囑託職員等、張りついて頑張っているというのはわかるんですが、私はこの間いろいろお伺いしてきたのは、事業所の水洗化率が80%台の前半だったと思うんです。これはお答えいただきたいと思いますが、事業所は一般家庭と違って、使用する量が違うわけで、事業所の水洗化率を高めるための取り組みを今後どのようになされてい

くか。一般家庭についてはそれなりに実績も上げ、しているわけで、この点どのようにされるのかというのが1点。

それから、公共施設関係等は一定、これはだいぶ進んでいるという議論でありますけれども、古い公民館とか建物とか、遠隔地にある建物については水洗化、公共下水道が利用できない状況になっているわけでありまして、この辺の改善もしていくべきではないのかというふうに思います。あわせてお伺いしておきたいというふうに思いますことと、歳入の部分で、あるいは第2表の地方債の部分、そして歳入の下水道債、これらが前年と比較して、歳入の部分、8ページの市債の部分では公共下水道事業債が4億1,870万円、流域下水道事業債2,790万円、こちらは740万円程度ですけれども、公共下水道事業債の方は1億3,870万円の計上になっているわけでありまして、これらの増額をされている理由について、どの財源に充当されているのか、お伺いしておきたい、このように思います。

以上です。

朝岡委員長 川松上下水道部長。

川松上下水道部長 白石委員の質問にお答えします。

公営企業会計への適用でございますが、これは総務省からの通知指導により、下水道事業は行政人口3万人以上の団体については、平成32年4月までに公営企業会計へ移行するよう位置づけられています。上下水道部といたしましては、それに向けて下水道課は、平成27年度は第1期資産調査、平成28年は後期資産調査により、資産評価を行う予定であります。次なる移行へのプロセスにつきましては、公営企業会計等のプロセスにつきましては、市長、理事者と協議して行ってまいりたいと考えております。

以上です。

朝岡委員長 西川課長。

西川下水道課長 続きまして、ただいま白石委員のご質問にお答えいたします。

事業所的水洗化でございますけれども、現在、今年度末で81.6%を見込んでおりますけれども、まだまだ一般家庭よりは少ない状態が続いております。また、今後の取り組みでございますけれども、事業所につきましても職員による水洗化の普及、助成金はございませんけれども、お願いに上がるという格好で、普及促進を図ってまいりたいと思っておりますけれども、あと、公共施設につきましても、一部老朽化した公民館分館、一部の分館ではまだ下水道未接続も残っておりますので、大字のご負担になると思っておりますけれども、その辺につきましてもお願いに上がらなければいけないと考えております。

次に、歳入の財源でございますけれども、下水道事業債で1億3,000万円の増額になっているということでございますけれども、これの大部分でございますけれども、このうち3億円は資本平準化債といいまして、元金に充てる起債を予定しております。これにつきましては、今現在の元金の支払いを20年先延べする起債ということになっておりますので、今現在の住民に負担していただく分を将来にわたっての新しい住民にも負担していただくような制度になっておる起債でございます。その分が前年度より増額した理由でございます。また、一部、建設費も前年度増額しておりますので、建設費に充てる分につきましても起債を充当します

ので、その分につきましても大体4、5千万円と思いますけども、増加しているのが現状でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ、課長並びに部長からご答弁をいただきました。

公営企業会計への移行という点であります。水道企業会計は従来から適用されておりました、基本的には水道料金で全ての費用を賄っていくという仕組みになっております。資本の造成については、初期投資であれば、全て企業債によって賄うと、これが原則になっていまして、民間企業であるならば、株式を発行したり社債を発行したりして、いろいろ資金調達の手段があるわけでありまして、また、利益が出なければ、株主に配当する必要もないわけですね。ですから、民間企業よりも厳しい財政環境の中で減価償却はしないといけない、企業債しか原資がないわけですから、元金、利子を償還していかないといけない、こういう状況に下水道もなるとするならば、これは大変なことだなと。ぱっと考えたって、現在の使用料では到底賄うことができないだろうというふうに想像がつくわけです。そういう点では、もちろん資産調査をしていただいて、それに対して減価償却がどの程度になるのか、そういうこともきちっと把握した上で取り組んでいかなきゃならないというふうに思います。その辺はどういう形で、今の公営企業法がそのまま適用されるのか、その辺まずはっきりとしていただきたい。

水道企業会計であれば、負担区分の原則で基本的には一般会計からの繰入れが禁止されるんですね、一応。下水道はどれほど一般会計から繰入れているかといったら、10億円近く繰入れているわけで、こんなものがなくなっちゃう、できなくなるわけですね。これはえらい大変なことになるというのは目に見えているわけですからね。そこはきちっとした情報を入れていただきたい。でないと、これは本当に大変なことになるというふうに思いますので、これは逐一、所管の委員会にご説明なりご報告いただきたいというふうに思います。

それから、事業所の水洗化の問題でありますけれども、課長の説明では、現在81.6%の普及率であるということです。この点は一般家庭と同様に、加入促進の働きかけをしていただきたい。事業所の使用量が激減というか、大きな減額になっているわけですね。そういう意味で、それを取り戻すというのは困難なことかわかりませんが、ぜひ力を入れてやっていただきたい。

それから、しんどい話ですけども、古い公民館分館とか、そういうところも見落としのないように、大字の皆さんに無理を言ってでもお願いをしていかないといけないというふうに思いますので、この点も強調しておきたい、このように思います。

大体、今の公営企業法、公営企業会計そのものが適用されるということになっていると、それだけ、そうじゃないというお答えをいただきたい。

朝岡委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道課の西川でございます。ただいまの白石委員のご質問でございますけども、下水道事業と水道事業と異なる点でございますけども、下水道事業につきましては、公費負

担をしていただかなければならない部分というのは認められております。今、10億円の繰入金をもたらしていると、そのまま10億円が減額されるのと違って、今のところは半分程度の部分は繰入れてもらうべき部分だということを伺っております。とりあえずその程度の情報ですけれども。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 なるほど、そういうことで。第18条でしょうか、経費負担区分の原則というのが法にありまして、これは基本的には一般会計と水道会計を遮断するという意図で規定されております。これは当然、法律ができた時代が違うから、公共下水道の事業の歴史とは違うから、それはそういう取扱いをされるんだろうというふうには期待はできるけれども、その辺の情報も、一般会計からの、資本造成をしていく場合にどういう財源が使えるのかと、あるいは運営していくに当たって、どういう財源が使えるのかということをきちっと把握しておいていただきたいというふうに思います。若干、公営企業法そのものが適用されるということでもないみたいなんですね。わかりました。ありがとうございます。

朝岡委員長 今の数字はそのまま記録に残ります。よろしいな。そこを訂正するんやったら。
西川課長。

西川下水道課長 数字につきましては確かなものでございませぬので、控えさせていただいて。総務省で公費負担の繰入基準というのがございまして、基準以内の分については公費から負担しなさいという指導がありますので、その点、金額とはまた別物でございませぬ。済みませぬ。

朝岡委員長 白石委員、そういうことでございませぬので。

白石委員 いやいや、それはわかったけども、それは水道事業と下水道事業では違うわけでしょう。それはまた後で聞きます。

朝岡委員長 では、それで今の質疑は終わっておきます。
ほかに質疑はございませぬか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑ないようございませぬので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませぬか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようございませぬので、討論も終結いたします。
これより議第31号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第31号については原案のとおり可決することに決定いたしました。
それでは、最後に、議第37号、平成28年度葛城市水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。
本案について、提案者の内容説明を求めます。

川松上下水道部長。

川松上下水道部長 それでは、ただいま上程いただきました議第37号、平成28年度葛城市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量でございます。(1) 給水戸数につきましては1万4,080戸、(2) 年間配水量につきましては448万3,000立方メートル、そのうち県営水道からの受水量は78万立方メートルとなっております。また、それに伴い、配水量に対する県水受水率につきましては17.39%でございます。(3) 年間給水量は425万9,000立方メートルを見込んでおります。有収率は95%を予定いたしております。次に(4) 1日平均給水量は1万1,668立方メートルでございます。(5) 主要な建設改良事業といたしましては、配水管布設工事を予定いたしております。

次に、第3条、収益的収入及び支出と、次のページに記載の第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入支出の見積もり基礎に基づきまして説明をさせていただきますので、29ページをお開きください。

水道事業会計につきましては、収入からご説明させていただきます。

まず、収益的収入の第1款水道事業収益では7億9,797万6,000円でございます。その内訳といたしまして、1項営業収益では6億6,787万2,000円でございます。うち1目の給水収益では6億258万2,000円の水道使用料収入でございます。説明欄の供給単価につきましては141円48銭でございます。2目受託工事収益では1,470万円でございます。開発に係ります新設工事等収益と給水装置などの修繕工事等収益でございます。3目その他営業収益では5,059万円でございます。給水分担金や量水器ボックスなどの材料の売却収益と、下水道料金の徴収に伴います事務手数料などでございます。なお、給水分担金は3,854万円でございます。

次に、1款2項営業外収益でございます。1億3,010万4,000円でございます。内訳につきましては、預金等の受取利息471万4,000円、長期前受金戻入として1億2,270万5,000円、雑収益といたしまして268万5,000円で、水道用地の賃貸料等でございます。

次に、30ページに移りまして、収益的支出でございます。

1款水道事業費といたしまして6億4,393万6,000円でございます。給水原価につきましては139円50銭でございます。内訳といたしましては、1款1項営業費用につきましては6億1,153万7,000円でございます。うち、1目の原水及び浄水費では2億4,391万円でございます。主なものといたしましては職員2名分の人件費で、1節給料、2節手当、3節賞与引当金繰入額、6節法定福利費を合わせまして1,472万2,000円でございます。5節報酬につきましては、浄水場の施設管理に係ります嘱託員2名分の報酬で452万7,000円でございます。次に31ページをお願いいたします。18節委託料でございます。3,881万4,000円でございます。原水、浄水の水質検査及び施設整備あるいは計装設備などの浄水設備の管理保守点検、砂揚げなどの委託料でございます。20節賃借料は656万円でございます。原水取水施設の施設用地及び各取水池等の賃借料でございます。25節動力費では3,640万円でございます。原水取

水に係りますポンプなどの動力費でございます。26節薬品費は1,141万8,000円でございます。原水のろ過及び滅菌に係ります次亜塩素、PACなどの薬品購入費でございます。31節負担金では636万3,000円ございまして、広域水質検査センター組合負担金及び原水取水負担金等でございます。34節受水費では1億2,064万2,000円ございまして、県水及び原水の受水費等でございます。

次に、2目配水及び給水費では3,482万1,000円でございます。主なものといたしましては職員2名の人件費で、1節給料、2節手当、32ページに移りまして3節賞与引当金繰入額、6節法定福利費等合わせまして1,669万9,000円となっております。18節委託料では518万4,000円でございます。検査満了に伴います量水器の取りかえ委託料などでございます。21節修繕費は1,000万円でございます。給配水管などの修繕費でございます。

次に、3目受託工事費では3,504万8,000円ございまして、主なものといたしましては職員2名分の人件費で、1節給料、2節手当、3節賞与引当金繰入額、33ページに移りまして6節法定福利費を合わせまして1,686万1,000円となっております。35節の工事請負費では1,460万円でございます。開発工事及び消火栓等に係ります工事費でございます。

次に、4目総係費でございますが、8,253万8,000円でございます。主なものといたしまして職員4名分の人件費で、1節給料、2節手当、3節賞与引当金繰入額、6節法定福利費を合わせまして3,076万3,000円でございます。4節賃金は153万5,000円で、非常勤職員2名分の賃金でございます。5節報酬は511万4,000円で、水道事業運営委員及び嘱託職員2名分の報酬でございます。34ページに移りまして、14節光熱水費は694万5,000円で、竹内と新庄浄水場並びに竹内浄水場管理棟の電気料金などでございます。18節委託料は2,441万4,000円でございます。電算システムの保守、電気保安、検針、開閉栓、浄水場監視業務など、説明欄に記載の委託料でございます。38節貸倒引当金繰入額は163万円でございます。

続きまして、5目減価償却費では2億1,040万円でございます。説明欄に記載のとおり、建物、構築物あるいは機械、車両、工具などの有形固定資産の減価償却費でございます。

35ページをお願いいたします。6目資産減耗費でございます。408万円でございます。有形固定資産の廃棄損及び棚卸資産の変質等除却費でございます。7目その他営業費用は74万円ございまして、給水工事材料の販売原価でございます。

続きまして、2項営業外費用につきましては3,239万9,000円でございます。1目支払利息及び企業債取扱諸費では1,810万円でございます。財務省及び地方公共団体金融機構への企業債利息でございます。次に2目雑支出につきましては30万円でございます。3目消費税及び地方消費税につきましては1,399万9,000円でございます。

36ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。

まず、1款資本的収入は2,000万円でございます。3項1目国県補助金といたしまして、国庫補助金1,500万円でございます。上水道システムにおける省CO₂促進モデル事業、つまり新庄浄水場小水力発電整備設置事業の国庫補助金でございます。4項1目負担金その他諸収入といたしましては、工事負担金500万円でございます。

37ページに移りまして、資本的支出でございます。

1 款資本的支出につきましては3億2,881万7,000円でございます。内訳といたしましては、1 項建設改良費では2億5,282万7,000円でございます。うち1 目の浄水設備費では1億400万円でございます。新庄浄水場小水力発電設備設置工事、兵家浄水場連続移動床用空気弁設備改修工事など、また、施設改修、設備設置等設計委託料でございます。続きまして2 目配水設備費では1億3,410万円でございます。配水管の新設及び布設替え等に伴う工事請負費あるいは設計委託料でございます。4 目固定資産購入費では1,406万6,000円でございます。量水器、給水車、機器、器具、備品購入及び土地購入などでございます。5 目リース債務支払額では66万1,000円です。続きまして、2 項企業債償還金は7,599万円でございます。財務省及び地方公共団体金融機構に対します元金償還金でございます。

最後に、2 ページにお戻り願いたいと思います。

第4 条の括弧書きの資本的収入が資本的支出に対し不足する額、3億881万7,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんするものとするとしております。また、第5 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、1、職員給与費と定めております。3 ページに移りまして、第6 条では棚卸資産の購入限度額は399万2,000円と定めております。

以上、簡単ではございますが、平成28年度水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 37ページの資本的支出の4 目固定資産購入費の中の5 番、土地購入費、これはどこなのか。それからその上の給水車購入費、これの購入目的と、それから100万円で給水車と。この間、家で軽トラ買わせていただいて、軽トラでも100万円いってるけど、これはどんな給水車なのか、詳しくお願いします。

朝岡委員長 西口水道課長。

西口水道課長 水道課の西口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの吉村委員のご質問でございますが、土地購入費につきましては、県の事業で県営ため池事業というのがございまして、それが葛城市の野田谷貯水池というのがございます。その貯水池を利用してため池の治水事業を行いました。県の事業が終了いたしまして、それまで工事用に使っておった仮設用道路を県が持ち主に返還するという形になります。野田谷貯水池はもともと水道課の施設で、管理等を行う必要があるために、それを買い取って、これからの管理をいろいろとさせていただきたいと考えております。

次に、給水車購入でございますが、葛城市を含め奈良県下の水道事業者は、災害時とか地震時に互いに応援し合う災害応援協定というのを結んでおります。その中の幹事市が奈良市でございまして、毎年その奈良市に対して、葛城市の災害応援物資とか、葛城市で応援できる備品について調査がございます。その中で葛城市は給水車がないじゃないですかということになりまして、本市においても従前から給水車が欲しかったという事情もありまして、奈

良市の呼びかけに応じまして、奈良市の現地に調査、現車を見るために行ってきました。私どもの職員で見たところ、そこそこきれいな車両で、年式こそ平成10年1月が初年度登録なんです。車両を見せてもらったところ、そこそこきれいですし、機関の方もまだまだ良好やということで、走行が1万8,638キロメートルということで、距離的にはそんなに走っていないんですが、登録から17年を経たものでございます。しかしながら、先ほども申しましたように、私どもの職員が見た限りでは、それほど傷んでいるような様子ではなかったもので、奈良市と交渉を進めている次第です。金額の根拠につきましては、下取り価格で見積もりを奈良市がとっていただいて、それを参考に参加させていただきました。

以上です。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 土地購入費は県の分を買い取って、市が管理するということですね。それはよくわかりますけど。見た目はきれいけど、ゴムとかいろいろ内部。17年たったら維持費もかなりかかってくる、毎年車検ももちろんですし、かかってくると思うんですけども。もう一つ、例を出してあれやけども、私の嫁ぎ先、酪農やったから、必ず軽トラを運転できるようにと言われて、練習したんですけども、私の時代はミッションで免許を取っていたんですけど、すぐにオートマの車に乗ったから、なかなか運転できなかったんですけど、これはオートマですか。これは災害時用にと今おっしゃっていたんですけど、もしオートマやったらいいんやけど、今の若い人、災害時は一生懸命職員さんに動いてもらうのに、今の人はみんな免許はオートマで取っておられると思うんですけども、ミッションに乗れますか。私と比べたらあかんけど、私はできなかったから、それをちょっと心配していますけど。

朝岡委員長 西口水道課長。

西口水道課長 ただいまの吉村委員のご質問でございますが、現在の水道課職員では1名のみがオートマ専用の免許でございます。車両が古いということですが、ずっと車庫で保存されていて、1万8,000キロメートルということで、それほどの走行距離もございません。ただ、毎月というのか、月1回程度はエンジンをかけて動かして、メンテナンスを行っている状態で、それほどの稼働はされていないような状態です。

以上です。

朝岡委員長 オートマかミッションかという答えは。

西口水道課長 この現車はミッションです。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 今は1人しかオートマの人はいないと言っていますけども、災害時になったら出てこれる人と出てこれない人もいるから、誰でも運転できるようにしておかないといけないと思うんです。その課だけで動くんじゃないと思うから。言い方は悪いですけど、安物買いの銭失いにならへんかなというふうに思うんですけども。本当にこんなんやったら、あと何年もつかわからないんだったら、新車にしたら幾らかかるかわかりませんが、知りませんが、本当に要るんだったら、新車にした方が賢いんじゃないかなというふうに思いますけど。

朝岡委員長 上下水道部長。

川松上下水道部長 新車両を購入すれば、1,000万円か1,500万円でございます、今、補助金等はありません。また、今、課長が申したように、奈良市で、私も現場に行かせてもらって乗せてもらいましたけども、今までに故障もなく現状は良好であると。車検業者からもちゃんとその旨も報告を受けているから、大丈夫だということで。せっかくの機会ですから、これを廃車して、次は小型化の総重量が3.5トンぐらいに切りかえるに当たって、それを有効に使っていただけたらどうやという話で、管理者に協議させていただいて、了解を得たわけです。以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 私も水道事業会計予算について若干お伺いしておきたい、このように思います。

水道事業の経営に係る問題でありますけども、30ページにおいては資本的支出の給水原価が書かれています。給水原価は139円50銭、そしてその前、収益的収入の方、29ページでありますけども、供給単価が141円48銭、こういう形で数字が出ているわけであります。これらを差し引きしますと、トン当たり1円98銭、それだけ利益になると、こういうことあります。平成27年の当初予算においては、給水原価と供給単価の差額は3円28銭という形で利益が出る予定だったんじゃないですかね、当初は。ところが平成26年決算では、平成26年の予算がないのであれですけども、供給単価が128円84銭、給水原価が140円95銭ということで、12円11銭、これは逆に売れば売るほど赤字が出るというふうな結果になったんですね。そういうことで、1つは平成27年度の実績がどうなっているかということをお伺いしておきたい。平成26年度の要因がそのまま残されているのか、あるいはもうこれが解決し、平成27年度予算そのままに反映されているか、その点をお伺いしておきたい、このように思います。

それから、予算書の数字の問題ではありませんけれども、旧新庄町、旧當麻町の浄水配水施設は本当に老朽化していて、更新しなければならぬ時期に来ているということで、新たに更新をしていくための水道ビジョンが今度策定されて、この事業に着手していこうと、こういう段取りまでいったわけでありましてけれども、主要事業所の事業の悪化によって、使用量が激減し、水道事業会計に大きな影響を及ぼすというようなことになって、水道ビジョンの見直しをせざるを得ないという状況になってきたわけでありましてけれども、この老朽化した施設、あるいは老朽化に伴う耐震とか、実際に施設設備としてどういう状況にあるのかということ、当然、水道ビジョンにおいて評価されていたわけでありましてけれども、実際に今後、この水道ビジョンにかわる計画、これをどのようにつくっていくか、構築していくかという点を考えていかないといけない。これは毎回のことでですけども、県は日本一高い水道料金を引き下げて、何とか売り込みを図っているわけで。使えば使うほど有利になるような。しかし、高いのは高いですよ、本当にね。今は日本一じゃないかもわかりませんが、高い水道料金で使うのかどうか、その点、これは葛城市にとっては重要な問題だというふうに思いますので、この点について具体的なこの間の取り組みと、平成28年以降どのような方針を持って取り組んでいかれるのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

それから、小水力発電施設の設置について、この事業を進めるに至った経過、そしてその事業による効果はどのように期待されて、実施されるのか、その点についてお伺いしておきたいと思います。

朝岡委員長 西口水道課長。

西口水道課長 水道課、西口です。よろしくお願いいたします。

供給単価、給水原価の逆ざやの件でございますが、今年度、平成27年度の2月現在の見込みといたしましては、今年もやはり数円、3円以内なんですけど、逆ざやになる可能性を持っております。

次に、施設の耐震化、老朽化の件ですが、葛城市の配水池の話からさせていただければ、配水池については、竹内配水池、兵家配水池、寺口配水池、平岡配水池が、容量が1,500トン以上の主要な配水池なんですけど、寺口の2,000トンの配水池を除いて、全て耐震化を行っております。それと、配水管につきましても、石綿管、ビニール管等の耐震性のない管を随時、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管に入れかえの工事を毎年行っております。

以上です。

朝岡委員長 川松上下水道部長。

川松上下水道部長 小水力発電でございますけど、これにつきましては、環境省の補助金のメニューの中から見て、調査に当たりました。効果につきましては、発電出力は12キロワットで、年間8万6,360キロワットを予定して、電気の節減につきましては、電気代172万7,000円が年間に削減できるわけです。また、CO₂の削減効果といたしましては47.52トンということで調査いたしました。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 部長並びに課長からご答弁をいただきました。

供給単価、給水原価、一応の見通しということでもありますけれども、平成28年度については1円98銭、平成26年度については3円28銭の利益が出るはずだったと。それが今のお話では、逆に3円以内であるけれども、逆ざやになる可能性があるかと、現在の2月の時点ですね。これは大変だなと思うとともに、平成28年度予算も大丈夫なのかというふうな危惧があるわけですね。やはりこれは経営努力として、この1円98銭は数字上の問題で、一応この計画に基づいて出されているわけでもありますけれども、これらの1円98銭を更に2円、3円引き上げていくという取り組みが必要だというふうに思うわけですね。有収率を上げていくとか、無駄な経費を削っていくとか、いろいろあるわけでもありますけれども、平成26年の決算、平成27年の見込みからすれば、本当に心配な予算ということになります。そこで、これらの心配を払拭するような取り組みについて、お聞かせいただきたいなというふうに思います。

それから、ビジョンの件はこれはこれでいいですけども、あと何年ぐらい、実際にあの施設設備、配水管や配水施設や浄水場の施設が、だましだましでも、今の新庄のクリーンセンターと一緒に、一定金さえかければいけるわけでもありますけれども、どの程度の年数を維持できるとお考えになっているか、その辺お伺いしておきたい、このように思います。

小水力発電施設の導入という形で、今ご説明をいただきました。事業費が3,400万円で、補助率2分の1で1,500万円を実施するということでもあります。具体的に水道事業あるいはその他の関係で、この小水力発電が活用できそうな場所は、どの程度可能性があるところがあるのでしょうか。できれば、こういう有利な事業でいけるのであれば、これは水道事業だけに限定せず、市としても取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思うんですね。確かに今は水道事業において、原水を使って、その落差を利用して発電していくということですけども、この葛城山系あるいは岩橋山、その辺の地形等で利用できる場所はあるのかどうか、その辺も調査されているというふうに思うので、若干のご報告を受けておきたいというふうに思います。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 水道の問題というのは、1つは今日の前にある、企業の業績が不振に陥ったことによります葛城市にとっての大きな課題というふうになっておるところで、年間、多いときは80万トン、90万トンを買っていただいて、従量制で買っていただいておりましたので、かなり葛城市の水道の料金収入の重きを占めていただいておったところが、年間受水量が今5万トン程度に、10分の1以下、20分の1ぐらいにまで下がってしまっているということが、まず1つ目の問題であります。それをカバーできるようにという形でいろいろと工場の増設であったりとか、また工場の誘致等で水を使っていたきたいということで、先ほどから下水のところでも名前が出ておりましたけども、大同薬品工業であったりとか、またアンズコーポレーション、そういうところにお声をかけて、使っていただくようにはいたしておりますけれども、しかし、もとのシャープほどの企業は出てこない。これからも営業はかけてまいろうと思っておりますけれども、しかしなかなかその分を取り戻せるというのは至難のわざだろろうと思っております。

現在、ご存じのとおり、県水は2部料金制というのをとっております。計画水量までは1立方メートル当たり130円、それを超えた分に関しては、極端にというか、下げて90円という形になってございます。その料金の算定方法というのは、基準水量算定というのは、過去4年間の1日最大給水量掛ける計画県水率、今、31.1掛ける365日掛ける70%というのがうちの基準水量算定で、これを超えなければ90円にはならないということなんですけども、実はここに計画県水率というのは大きな壁になってございます。それは何かというと、もともと新庄町、當麻町が持っておった構造的な問題というよりも、解決ができてこなかった問題なんですけれども、昭和41年に新庄町、當麻町それぞれが県と受水量はこれだけいただきますということの契約を取り交わしておりました。それが、当初、新庄町の方は先ほど言いましたシャープ等の水も含めて年間大体50万トンぐらい使います、それプラス住民がふえていって幾ら幾らという形で計画をしておりましたけれども、実際は今現在、その半分程度しか県からは買っていないという形になりますし、旧當麻町の方は農業用水と飲料水等、同じく県水をいただいたりしながらやっておったところ、農業用水が足らなくなるとはいけないということで、県水を買わせていただいて、その分量を計画の中に入れておったということですね。実際は農業が60%ぐらい減りまして、昭和61年に比べると約40%程度になってし

まった。これも計画しておった水量の約半分ぐらいになってしまったわけですね。県に対して、両方合わせた分で葛城市としてお約束しておった計画の水量の今は半分程度しか水量を買うことができないという状況になって、ここの数字をこれから県に対して、この分、時代も変わったし、当初計画、今から30年前の話でございますから、そのときに計画していた水量から現在の状況に見合った水量に変えていただくようにという形で、これは県会議員も含めて運動をしていかなければならないというふうに思っています。

県がそのことを聞いてくれるかどうかというのはわからないですけれども、ここの部分が変わらなければ、葛城市はほぼ永遠に90円という安い水道料金を享受することができないという構造を持っておるということでございますので、ぜひみんな一丸となって、職員も私も、また県会議員もお願いしながら、県に対して現状に見合った計画水量への移行というところをもう一度陳情、要望して、反映していただけるように努力してまいりたいと。それになってから、実際にシミュレーションをして、実態に即したものに変わっていただいたならば、そこからもう一度ビジョンの見直しをかけていくべきだろうというふうに思っております。今の計画の量では、130円でずっと買っていかざるを得ない状況の中で、県水の比率を下げるか、どうするかというやり方しか、我々の手に残されていないものですから、そのあたりをしっかりと交渉し、変えていきたいというふうに考えている、そういう状況であるということだけ、今ここで披瀝させていただきたいと思っております。

朝岡委員長 西口水道課長。

西口水道課長 水道課の西口です、よろしくお願いたします。

白石委員の質問の中で、平成28年度の予算は大丈夫かということですが、この中の取り組みとして、今、市長が答弁いたしましたことと、それと平成28年度では県水の水量を12万トン削減しております。これを取水の努力をもって補っていく所存でございます。

それともう一つ、施設はどれぐらいもつかというご質問でございましたが、これについては、今、機械とか電気部品とか、根本的な貯水池とかコンクリートでできた駆体の部分については手をつけていない状況なんです、まとまった費用がかからない、ろ過機とか配管とか電気設備とかは随時更新を行っています。ですから、どれぐらいもつかと言われて、それを何年ですとはちょっと言えないんですが、10年は厳しいかわかりませんが、ここ5年は大丈夫と現場の人間として判断しております。

それと、小水力発電、活用できそうな場所がほかにないかというご質問でございましたが、リコーに発注して、葛城市内の発電可能な場所を調査いたしました。その中で、河川とか砂防ダムとか、うちの水道施設周辺、その辺を調査いたしました、結局はうちの水道施設の導水管につけるのが一番効率がいいということで、話をいただきました。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 経営の大事なところの部分で、非常に見通しそのものが不透明で、ちょっと不安に思うわけでありましてけれども、日夜、原水の確保に努力されている、その努力によって県水を、20%を割っているのかな、県水の比率。これまでのシャープ等がそこそ順調なときは県水

の比率は大体25%ぐらいで維持すれば、経営的には非常に楽だということだったんですけども、それが大変な状況で。これを20%以下に抑えて、その分、原水を確保するという一方で、これも大変なことだというふうに思いますけれども、職員の数も少ない状況の中で大変だというふうに思いますけれども、水道料金というのは、水道企業会計からするならば、全ての費用を水道料金で賄うということが原則でありますので、ここがとまってしまうと、これはもう水道料金の値上げをせざるを得ないということに追い込まれますので、ここで踏ん張っていただいて。ただ踏ん張るだけではあきませんので、将来どういうふうに更新等のビジョンをつくり、安定的な水の供給、低廉で豊富で清潔な水を供給するという使命を果たしていただきたい、このように思います。

小水力については、一番効率のよいところが、うちの導水管を使うことが一番効率がいいということだと。しかし、条件としては全くないことはないということだと理解していいわけやな。全くないわけじゃない。一番効率がいいのがあそこやったら、費用にしても効率にしてもということで、これが単なる一過性の取り組みでは困るわけで、持続して、本当に自然エネルギーをどれだけ確保して、地球の温暖化防止に寄与するかという視点から取り組んでいくことが大事ではないかというふうに思いますので、これは水道課だけではなくて、市全体としてそのように位置づけて取り組んでいただきたいということを述べて、私の質疑を終わっておきたいと思います。

朝岡委員長 それでは、時間も押してまいりましたので、この議案についての質疑は終結させていただきます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですから、討論も終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました審査が全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば、許可いたしたいと思います。

西川議員。

(西川弥三郎議員の発言あり)

朝岡委員長 それでは、委員外議員の発言は終結させていただきます。

3月16日から延べ4日間にわたりまして、集中的に一般会計を初め10議案の議決について、ご審査をいただきました。中には賛成、反対、別れた議案の採決の結果もございましたが、委員の皆様方には慎重にご審議をいただき、適切なるご判断を皆さん下していただいたと、こういうふうに思っております。今出されたさまざまなご意見なり、またご要望なり、ま

た、今後この予算の執行に向けての市民の声などを反映していただきまして、それぞれの議会活動にまた生かしていただければなと思いますし、理事者、行政当局におかれましては、今この予算特別委員会で数々要望なり出されたご提言なりをしっかりと真摯に受けとめていただいて、今後の予算反映に生かしていただきたい、このように思うところでございます。

4月に入りまして、桜もちらほら咲いてまいりましたが、寒暖の差が激しい時期でございますので、また25日、最終日も控えてございますので、しっかりと健康チェックなど、今後ともご活躍いただくことを心から念じまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

それでは、以上をもちまして平成28年度の予算審査をする予算特別委員会を閉会させていただきます。大変にご苦労さまでございました。

閉 会 午後6時12分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 朝 岡 佐一郎